

平成十六年經濟産業省令第九十六号

鉱山保安法施行規則

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、鉱山保安法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 鉱業権者が講すべき措置及び鉱山労働者が守るべき事項（第三条—第二十九条）
- 第三章 保安教育（第三十条）
- 第四章 特定施設等（第三十一条—第三十五条）
- 第五章 鉱山の現況調査及び保安規程（第三十六条—第四十四条の八）
- 第六章 保安管理体制（第四十一条—第四十四条の八）
- 第七章 雜則（第四十五条—第五十三条）

附則 第一章 総則

（定義）

**第一条** この省令において使用する用語は、鉱山保安法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 「石炭鉱山」とは、石炭及び亜炭の掘採を目的とする鉱業を行う鉱山をいう。
- 二 「石油鉱山」とは、石油（可燃性天然ガス（石炭又は亜炭の掘採を目的とする鉱山において、石炭又は亜炭の掘採に関連して採集されるものを除く。以下「天然ガス」という。）を含む。以下同じ。）の掘採を目的とする鉱業を行う鉱山をいう。
- 三 「金属鉱山等」とは、石炭鉱山及び石油鉱山以外の鉱業を行なう鉱山をいう。
- 四 「核原料物質鉱山」とは、ウラン鉱又はトリウム鉱の掘採を目的とする鉱業を行なう鉱山であつて、經濟産業大臣の指定するものをいう。
- 五 「鉱山施設」とは、鉱山において鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設をいう。
- 六 「鉱山等」とは、鉱山及び法第二条第二項ただし書の附屬施設（以下単に「附屬施設」という。）をいう。
- 七 「地下施設」とは、地下に設けた鉱山施設であつて次に掲げるもの以外のものをいう。
- 八 「イ ロ ハ ニ ホ ホ」 その一部が採鉱作業場となつていて、その一部が採鉱作業場となるべき箇所と地表とを連絡するため掘進する作業場となつていて、その一部が鉱床の状況を探査するため掘進する作業場となつていて、採鉱作業場となつていて、鉱床又はその周辺と地表とを連絡するために掘削したものと直接地中において連絡することを目的として掘削中のものからハまでに掲げるものと直接地中において連絡するために掘削したものであつて、採鉱作業場又は掘進作業場における保安を確保することを目的としているもの
- 九 「石油坑」とは、坑道掘を行なう石油鉱山の坑内をいう。
- 十 「坑井」とは、掘削井、採油井、圧入井、改修井及び廃坑作業井並びにこれらとの休止井をいう。
- 十一 「集積場」とは、捨石、鉱さい又は沈殿物（坑水又は廃水の処理による沈殿物に限る。）を集積する施設をいう。
- 十二 「パイプライン」とは、石油を導管により坑井、石油貯蔵タンクその他の施設に流送するための施設の総体（鉱山の敷地内のみに設置するものを除く。）をいう。
- 十三 「車両系鉱山機械」とは、掘削機械、積込機械、運搬機械、せん孔機械その他の原動機により自走できる機械（軌条、架線又はコンベアトラフを用いるものを除く。）をいう。
- 十四 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて、車両系鉱山機械以外のものをいう。
- 十五 「ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号）第一条第三号に規定する設備をいう。
- 十六 「小型ボイラー」とは、ボイラーであつて、労働安全衛生法施行令第一条第四号に規定する設備をいう。
- 十七 「蒸気圧力容器」とは、密閉した容器で蒸気を発生し、又は蒸気を受け入れて品物を熱する容器、密閉した容器で大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸発器及び密閉した容器で蒸気を蓄積する蓄熱器であつて、労働安全衛生法施行令第一条第五号から第七号までに規定する設備をいう。
- 十八 「ガス集合溶接装置」とは、可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備であつて、労働安全衛生法施行令第一号に規定する設備をいう。
- 十九 「高圧ガス処理プラント」とは、次のいずれかが設置されており、坑井から掘採された流体からガス、水及び石油を分離する施設をいう。
- 十九 脱炭酸ガス設備（最高使用圧力一メガパスカル以上のものに限る。以下同じ。）

ロ 一日の冷凍能力が二十トン以上の冷凍設備（フルオロカーボンを使用するものにあつては五十トン以上のものに限る。）及び一日に製造する高圧ガスの容積（温度摂氏零度、圧力零バスクアルの状態に換算したもの）をいう。以下同じ。）が、百立方メートル（製造する高圧ガスが、ヘリウム、ネオン、アルゴン、キセノン、クリプトン、ラドン、窒素、二酸化炭素及びフルオロカーボン（以下「特定ガス」という。）にあつては、三百立方メートル）以上のコンプレッサー

二十 「ガス誘導施設」とは、石炭鉱山において、地中に包蔵され、又は停滞している可燃性ガスを坑外へ誘導するため、又は坑外へ誘導し処理するため必要なガス抜孔、ガス抜専用坑道、導管、プロワー、ガス貯蔵タンク、送ガス施設及びこれらに附属するレシーバーその他の施設（地中に包蔵され、又は停滞している可燃性ガスをプロワーを用いることなく誘導し、坑道に放出するためのものを除く。）をいう。

二十一 「ガソリンプラント」とは、石油からガソリンを回収する施設をいう。

二十二 「スタビライザープラント」とは、石油中に含まれている低沸点化合物を分離する施設をいう。

二十三 「掘削バージ」とは、湖沼、河川、海洋等において、削井のために使用する掘削装置を備えた移動式の工作物をいう。

二十四 「海洋掘採施設」とは、石油を掘採するため海底の地下を掘削し、又は採油する装置を備えた定置式の工作物（パイプラインを除く。）をいう。

二十五 「海洋施設」とは、海洋にある鉱山に属する工作物（廃水の排出に関する施設を含む。）をいう。

二十六 「鉱煙発生施設」とは、鉱山等の施設であつて、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第一条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する施設をいう。

二十七 「粉じん発生施設」とは、坑外に設置する鉱山施設であつて、大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設に該当する施設をいう。

二十八 「石綿粉じん発生施設」とは、坑外に設置する鉱山施設であつて、大気汚染防止法第二条第十項に規定する特定粉じん発生施設に該当する施設、石綿の用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除き、原動機の定格出力が十五キロワット以上のものに限る。）ベルトコンベア及びパケットコンベア（湿式のもの及び密閉式のものを除き、ベルトの幅が〇・七五メートル又はパケットの内容積が〇・〇三立方メートル以上のものに限る。）並びに捨石、鉱さい及び沈殿物の集積場（面積が一千平方メートル以上であるものに限る。）をいう。

二十九 「騒音発生施設」とは、鉱山施設であつて、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域（以下「騒音指定地域」という。）内にある騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）別表第一に掲げる施設（坑外に設置するものに限る。）をいう。

三十 「振動発生施設」とは、鉱山施設であつて、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域（以下「振動指定地域」という。）内にある振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）別表第一に掲げる施設（坑外に設置するものに限る。）をいう。

三十一 「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するものをいう。

三十二 「ダイオキシン類発生施設」とは、鉱山等の施設であつて、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設に該当する施設をいう。

三十三 「鉱業廃棄物」とは、鉱業の実施により生じた不要物であつて、次に掲げるもの（放射性物質及びこれによつて汚染されたものを除く。）をいう。

イ 捨石（石炭鉱山における炭層以外の土地の部分の掘削によつて生ずる捨石及び炭層の掘削によつて生ずる専ら岩石により構成されている捨石、石油鉱山における捨石並びに金属鉱山等における金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）第三条第一号及び第二号の捨石を除く。）

ロ 石油鉱山における油分を含む土砂（経済産業大臣が定める基準に適合しないものに限る。）

ハ 鉱さい

沈殿物

ホ 燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ及び廃プラスチック類

ヘ 紙くず（ポリ塩化ビフェニルが塗布されたものに限る。ト、次号イ及び第十八条第十七号において同じ。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及び工作物の除去に伴つて生じた

ト 鉱煙発生施設又は廃油、廃プラスチック類、紙くず若しくは金属くず（ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたものに限る。次号イ及び第十八条第十七号において同じ。）の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん機その他の設備によつて集められたばいじんであつて別表第一の（一）の項から七の項まで（金属鉱山等及び附属施設において生ずるものに限る。）及び同表の八の項の中欄に掲げる物質を含むもの

チ ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉において発生するばいじんであつて、集じん機その他の設備によつて集められたもの（トに掲げるものを除く。）よりからチまでに掲げるものを処分するために処理したものであつて、これらに該当しないもの

リ イからチまでに掲げるものを処分するために処理したものであつて、これらに該当しないもの

三十四 「有害鉱業廃棄物」とは、鉱業廃棄物であつて、次に掲げるもの（放射性物質及びこれによつて汚染されたものを除く。）をいう。

イ 前号イ、ハ、ニ及びトに掲げる鉱業廃棄物（金属鉱山等及び附属施設において生ずるものに限る。）並びに廃油、廃プラスチック類、紙くず及び金属くずの焼却施設において生じた燃え殻及び集じん機によつて集められたばいじんであつて別表第一の（一）の項から七の項まで（金属鉱山等及び附属施設において生ずるものに限る。）及び同表の八の項の中欄に掲げる物質を含むもの（それぞれ同表下欄に定める基準に適合しないものに限る。）並びにこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したもの（それぞれ同表下欄に定める基準に適合しないものに限る。）並びにこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したもの（それぞれ同表下欄に定める基準に適合しないものに限る。）

ロ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉において生じた燃え殻若しくは集じん機によつて集められたばいじん又は同令別表第二第十五号イに掲げる廃ガス洗浄施設を有する廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設から排出された沈殿物であつて、別表第一の九の項の中欄に掲げる物質を含むもの（同表の九の項の下欄に定める基準に適合しないものに限る。）及びこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したもの（同表の九の項の下欄に定める基準に適合しないものに限る。）

三十五 「放射線」とは、アルファ線、ベータ線、中性子線、ガンマ線、特性エッカス線（軌道電子捕獲に伴つて発生するものに限る。）及びエッカス線をいう。

三十六 「管理区域」とは、核原料物質鉱山の区域内の場所であつて、その場所における外部放射線をいい、自然放射線を除く。以下同じ。）に係る線量、空氣中の放射性物質（空氣又は水の中に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度若しくは製錬場内の放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が経済産業大臣が定める値を超える、又は超えるおそれがあるものをいう。

三十七 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が経済産業大臣が定める線量限度を超えるおそれがないものをいう。

三十八 「放射線業務従事者」とは、核原料物質鉱山において核原料物質の採掘、核原料物質又は核燃料物質の製鍊、鉱山の施設の保全、核原料物質又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は汚染の除去その他の業務（第二十九条第一項第三号の二及び第十三号の二において「放射線業務」という。）に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものを行う。

三十九 「オゾン層破壊物質」とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第六号の三に規定するものをいう。

四十 「揮発性有機化合物」とは、大気汚染防止法第二条第四項に規定するものをいう。

四十一 「揮発性有機化合物排出施設」とは、鉱山等の施設であつて、大気汚染防止法第二条第五項に規定するものをいう。

四十二 「特定特殊自動車」とは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項の規定するものをいう。

四十三 「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二条第三項に規定するものをいう。

四十四 「有害液体物質」とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する物質をいう。

四十五 「水銀排出施設」とは、鉱山等の施設であつて、大気汚染防止法第二条第十四項に規定する施設をいう。

（附属施設の範囲）  
第二条 法第二条第二項のただし書の附属施設の範囲は、次に掲げるものとする。  
一 鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設の範囲は、病院、診療所及び寄宿舎とする。

二 鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設の範囲は、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、すず鉱、アンチモン鉱、亜鉛鉱、硫化鉄鉱又はクロム鉄鉱を目的とする鉱業の施設であつて、かつ当該施設がある山元で掘採した鉱石を原料として製鍊事業を行つたことがあり、かつ、坑水及び廃水の処理を一体的に実施している山元にある製鍊施設とする。

三 鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設の範囲は、次に掲げるものとする。  
イ 石灰石、ドロマイド、けい石、長石、ろう石、滑石又は耐火粘土を目的とする鉱業（その他の鉱物と共に目的とする場合を除く。）の施設であつて、山元以外にある掘採用機械器具工作施設、碎鉱施設、選鉱施設、貯鉱施設、か焼施設、鉱石運搬施設、包装施設、事務所及び厚生施設（ただし、病院、診療所及び寄宿舎を除く。）  
ロ 金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、すず鉱、アンチモン鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クロム鉄鉱、マンガン鉱、タンクステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱又はコバルト鉱を目的とする鉱業の施設であつて、山元以外にある製鍊施設  
第二章 鉱業権者が講すべき措置及び鉱山労働者が守るべき事項  
(落盤又は崩壊)

第三条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、落盤又は崩壊（浮石の落下及び転石を含む。以下同じ。）について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 支柱の設置、浮石の除去、先受け又は作業面押さえの実施、防護設備の設置その他の落盤又は崩壊を防止するための措置を講ずること。  
二 露天掘採場においては、前号の規定によるほか、適当な高さ及び奥行きを有するベンチの設置、掘採壁及び残壁の安全な傾斜の保持その他の崩壊を防止するための措置を講ずること。  
三 落盤若しくは崩壊が発生したとき又はその兆候を認めたときは、立入禁止区域の設定その他の落盤又は崩壊による被害を防止するための措置を講ずること。  
(出水)

第四条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、出水について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。  
一 海底、河底若しくは湖沼底の地下又は水没し、若しくは水没しているおそれが多い旧坑若しくは水脈に近接している場所において、坑道の掘進その他の掘削及び鉱物の掘採を行うときは、先进ボーリングの実施、坑道へのセメント注入、保護区域（出水による被害を防止するために掘削及び鉱物の掘採を行わない区域をいう。）の設定その他の出水を防止するための措置を講ずること。  
二 防水えん堤又は排水設備の設置その他の出水による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。  
三 出水が発生したとき又はその兆候を認めたときは、鉱山労働者の退避その他の出水による被害を防止するための措置を講ずること。  
(ガスの突出)

第五条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、ガスの突出について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。  
一 坑道の掘進その他の掘削を行うときは、先进ボーリングの実施、ガス抜きの実施、孔口において自噴するガスの圧力及び量の測定その他のガスの突出を防止するための措置を講ずること。  
二 独立分流方式による通気の採用その他のガスの突出による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。  
三 ガスの突出が発生したとき又はその兆候を認めたときは、鉱山労働者の退避、送電の停止その他のガスの突出による被害を防止するための措置を講ずること。  
(ガス又は炭じんの爆発)

第六条 法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、ガス又は炭じんの爆発について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。  
（附屬施設の範囲）  
第二条 法第二条第二項のただし書の附属施設の範囲は、次に掲げるものとする。  
一 鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設の範囲は、病院、診療所及び寄宿舎とする。

一 挖採跡又は不要坑道の充てん又は密閉、可燃性ガス排除のための通気、可燃性ガス自動警報器及び可燃性ガス含有率を測定する装置の設置、炭じん飛散防止のための散水、帶電防止処理を施したものとの使用、火氣の使用禁止その他のガス又は炭じんの爆発を防止するための措置を講ずること。

二 爆発伝播防止施設の設置その他の爆発の伝播を防止するための措置を講ずること。

三 可燃性ガス含有率の増加により爆発の危険が生じたときは、直ちに当該区域への送電の停止その他の爆発を防止するための措置を講ずること。

四 前号の場合において危険な状態を改めることができないときは又は爆発が発生したときは、鉱山労働者の退避その他の鉱山労働者の危険を回避するための措置を講ずること。  
(自然発火)

#### 第七条

法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、自然発火について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 挖採跡、坑道、炭壁又はボーリング孔の充てん、密閉又はセメント注入、一酸化炭素含有率を測定する装置の設置その他の自然発火を防止するための措置を講ずること。

二 消火設備の設置、密閉用資材の配備その他の自然発火による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

三 自然発火を認めたときは、当該箇所の密閉、鉱山労働者の退避その他の自然発火による被害を防止するための措置を講ずること。

(坑内火災)

#### 第八条

法第五条第一項及び第六条の規定に基づき、坑内火災について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 火氣使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の坑内火災を防止するための措置を講ずること。

二 火災発生を感知する装置又は消火設備の設置、施設の防火又は耐火構造化その他の坑内火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

三 坑内火災を認めたときは、消火作業の実施、鉱山労働者の退避その他の坑内火災による被害を防止するための措置を講ずること。

#### 第九条

法第五条第一項の規定に基づき、ガスの処理について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 坑内において、一酸化炭素その他有害ガスの含有率が、次のいずれかに該当するときは、通気量の増加、ボーリング孔の密閉その他の有害ガスの含有率を低減するための措置を講ずること。

イ 一酸化炭素 ○・○一パーセント以上

ロ 硫化水素 ○・○〇一パーセント以上

ハ 亜硫酸ガス ○・○〇二五パーセント以上

ニ 硫素酸化物 ○・○〇二五パーセント以上

二 前号の措置により有害ガスの含有率を低減することができないときは、保護具の着用、通行遮断その他の有害ガスによる危害を防止するための措置を講ずること。

三 坑内以外の作業場において、有害ガスが発生し、又は流入し、鉱山労働者にガス中毒その他の危険があるときは、換気装置の設置、保護具の着用その他の有害ガスによる危害を防止するための措置を講ずること。  
(粉じんの処理)

#### 第十条

法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 粉じんが発生し、又は飛散する作業場及び粉じんを発生し、又は飛散させる施設においては、集じん、散水、清掃、機械又は装置の密閉、坑内作業場における湿式削岩機の使用その他の粉じんの飛散を防止するための措置を講ずること。

二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具であつて、作業環境に応じた有効な防じん性能を有するもの（以下「有効呼吸用保護具」という。）を着用させること。

イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）に基づく日本産業規格（以下単に「日本産業規格」という。）Tハ一五一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する

ロ 呼吸用保護具

イ 粉じんが発生し、又は飛散する作業場である旨

ロ 粉じんにより生ずるおそれのある疾病的種類及びその症状

二の三 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げる事項を、見やすい箇所に掲示すること。

イ 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、有効呼吸用保護具を着用する必要がある旨を当該請負人に周知すること。

ロ 粉じんにより生ずるおそれのある疾病的種類及びその症状

ハ 粉じん等の取扱い上の注意事項

二 有効呼吸用保護具を着用しなければならない旨及び着用すべき有効呼吸用保護具

三 前三号に定めるもののほか、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。

四 常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場について、経済産業大臣が定める方法により、六月以内ごとに一回、当該作業場の空気中における粉じんの濃度（石綿を目的とする鉱山においては石綿粉じんの濃度を含む。以下同じ。）及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定すること。ただし、当該粉じんに係る土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合には、遊離けい酸の含有率の測定を行わないことができる。

五 前号の規定による測定を行ったときは、直ちに、その都度、その箇所ごとに、経済産業大臣が定める基準に従つて評価し、第一管理区分、第二管理区分及び第三管理区分に区分すること。

- 六 前号の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された屋内作業場については、直ちに、当該作業場の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるよう、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずること。
- 七 前号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、直ちに、当該作業場について、経済産業大臣が定める方法により、当該粉じん濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定し、その結果について、経済産業大臣が定める基準に従つて評価すること。
- 八 第四号、第五号及び前号の規定による測定及び評価については、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第一条第五号又は第七号に規定する者（作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）別表第一号に掲げる作業の種類について登録を受けている者に限る。）又はこれと同等以上の能力を有する者に実施させること。
- 九 第五号及び第七号の規定による評価の結果第二管理区分に区分された屋内作業場及び第五号の規定による評価の結果第二管理区分又は第三管理区分に区分された坑内作業場については、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十 第四号及び第七号の規定による測定並びに第五号及び第七号の規定による評価については、その結果を記録し、七年間保存すること。
- 十一 粉じんを発生し、又は飛散させる施設及び粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、粉じんによる鉱害を生じたときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。
- 十二 前項第四号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の回数で同号の粉じんの濃度及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内ごとに一回、測定することとする。
- （捨石、鉱さい又は沈殿物の処理）
- 第十一条** 法第五条第一項及び第八条の規定に基づき、捨石、鉱さい又は沈殿物の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。
- 一 崩壊又は地滑りにより危害又は鉱害が発生するおそれがない箇所へ集積すること。
- 二 排水路、よう壁及びかん止堤の設置その他の捨石、鉱さい又は沈殿物の流出を防止するための措置を講ずること。
- 三 集積を終了したものについては、覆土又は植栽の実施その他の集積物の流出等による鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 四 集積箇所において、崩壊若しくは地滑りが発生したとき又は集積場の表面に亀裂若しくは沈降を生じ、崩壊若しくは地滑りの兆候を認めたときは、応急措置の実施、鉱山労働者の退避その他被害を防止するための措置を講じること。
- 五 金属鉱山等の鉱業権者が金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号。以下「特別措置法」という。）第二条第五項に規定する使用済特定施設について第二号及び第三号の規定により講ずべき措置については、特別措置法第五条第一項の規定に基づき産業保安監督部長に届け出た鉱害防止事業計画（同項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に従い行うこと。
- （機械、器具及び工作物の使用）**
- 第十二条** 法第五条第一項及び第七条の規定に基づき、鉱業上使用する機械、器具及び工作物について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。
- 一 法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知することとする。
- （火薬類の取扱い）
- 第十三条** 法第五条第一項の規定に基づき、火薬類の取扱いについて鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。
- 一 火薬類を受渡すときは、あらかじめ安全な一定の場所を定め、当該場所において行うこと。
- 二 火薬類を存置するときは、火薬類取扱所を設け、当該箇所において行うこと。ただし、前号の場所、発破場所及びその付近に安全な方法で一時存置する場合は、この限りでない。
- 三 火薬類取扱所に存置する火薬類は、二作業日の使用見込量以上としないこと。
- 四 受渡し、返還及び使用した火薬類の種類及び数量を記録し、これを一年間保存すること。
- 五 火薬類を受渡し、存置し、運搬し、又は発破するときは、暴発、紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。
- 六 発破作業を行うときは、前号の規定によるほか、異常爆発の防止並びに発破作業者及び周辺への危害を防止するための措置を講ずること。
- 七 発破作業終了後は、第五号の規定によるほか、不発その他の危険の有無の検査の実施その他の火薬類による危害を防止するための措置を講ずること。
- 八 不発の際は、安全な方法による火薬類の回収その他の火薬類による危害を防止するための措置を講ずること。
- （毒物及び劇物の取扱い又はこれらを含有する廃水の処理）
- 第十四条** 法第五条第一項及び第八条の規定に基づき、毒物及び劇物の取扱い又はこれらを含有する廃水の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。
- 一 毒物及び劇物を取り扱うときは、保護手袋又は保護衣の着用その他の鉱山労働者の危害を防止するための措置を講ずること。
- 二 毒物及び劇物を運搬し、又は貯蔵するときは、飛散、漏れ、流れ出し、しみ出し及び地下へのしみ込みの防止並びに紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。
- 三 毒物及び劇物を含有する廃水を処理するときは、第十九条の規定によるほか、中和、加水分解、酸化、還元その他の鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 四 毒物及び劇物の取扱いを中止するときは、残余の毒物及び劇物について、危害又は鉱害を生じない方法で処理すること。
- 五 毒物及び劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し又は地下へのしみ込みが生じたときは、その事故について、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。
- （火気の取扱い）
- 第十五条** 法第五条第一項の規定に基づき、坑外における火気の取扱いについて鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。
- 一 火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置を講ずること。
- 二 消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

三 火災を認めたときは、消火作業の実施、鉱山労働者の退避その他の火災による被害を防止するための措置を講ずること。

(通気の確保)

**第十六条** 法第五条第二項の規定に基づき、衛生に関する通気の確保について鉱業権者が講すべき措置は、次の各号に掲げる基準を満たすための措置とする。

一 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。

二 坑内作業場（通行に使用する箇所を除く。）において鉱山労働者が作業する箇所における気温は、摂氏三十七度以下とすること。

(災害時における救護)

**第十七条** 法第五条第二項の規定に基づき、災害時における救護について鉱業権者が講すべき措置は、負傷者の手當に必要な救急用具及び材料の配備、自己救命器の配備、坑内誘導無線機その他の連絡装置の設置、救命施設の設置、救護隊の設置、定期的な退避訓練の実施その他の鉱山において発生が想定される災害に対処するための措置とする。

(鉱業廃棄物の処理)

**第十八条** 法第八条の規定に基づき、捨石、鉱さいその他の鉱業廃棄物の処理について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 鉱業廃棄物を運搬及び処分するときは、当該鉱業廃棄物が飛散し、又は流出しないように行うこと。

二 鉱業廃棄物を坑外埋立場（坑外に設置された埋立処分場をいう。以下同じ。）において処分するときは、のり尻から埋立面までの高さの最大値は三メートル未満とすること。

三 鉱業廃棄物の焼却処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十六条の二第一号又は第二号に掲げる方法に従つて行う場合を除き、行わないこと。

四 捨石、鉱さい及び沈殿物（それぞれ有害鉱業廃棄物を除く。）以外の鉱業廃棄物は、集積処分を行わないこと。

五 廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行わないこと。

六 有害鉱業廃棄物は、坑内へ埋立処分を行わないこと。

七 捨石、鉱さい、沈殿物若しくはばいじん又は廃プラスチック類の焼却施設において生じた燃え殻のうち、別表第一の一の項の中欄に掲げる物質を含む鉱業廃棄物若しくはこれらを処理したものが同表の六の項の中欄に掲げる物質を含む鉱業廃棄物若しくはこれらを処理したものとし、又は固型化すること。

八 ダイオキシン類に係る有害鉱業廃棄物又はこれらを処理したものと埋立処分するときは、あらかじめ別表第一の九の項の下欄に定める基準に適合するものとすること。

九 廃油（タールビッチ類及び廃ボリ塩化ビフェニル等（廃ボリ塩化ビフェニル及びボリ塩化ビフェニルを含む廃油をいう。以下同じ。）を除く。）を埋立処分するときは、あらかじめ焼却設備を用いて焼却すること。

十 廃ボリ塩化ビフェニル等を埋立処分するときは、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、燃え殻その他の焼却により生ずるものと別表第一の八の項の下欄に定める基準に適合するものとすること。

十一 ばいじんを埋立処分するときは、こん包の実施その他のあらかじめ大気中に飛散しないための措置を講ずること。

十二 ポリ塩化ビフェニル汚染物（ポリ塩化ビフェニルが塗布された紙くず又はポリ塩化ビフェニルが付着し、若しくは封入された廃プラスチック類若しくは金属くずをいう。）を埋立処分するとときは、次のいずれかの方法により処理すること。

イ あらかじめポリ塩化ビフェニルを除去すること。

ロ あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、燃え殻その他の焼却により生ずるものとすること。

十三 埋立処分が終了した有害鉱業廃棄物の坑外埋立場（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う坑外埋立場については、埋立処分が終了した区画）は、速やかに覆いにより閉鎖すること。

十四 埋立処分が終了した坑外埋立場は、覆土又は植栽の実施その他の浸出水又は鉱業廃棄物の流出等による鉱害を防止するための措置を講ずること。

十五 有害鉱業廃棄物の一月ごとの種類別発生量及び運搬及び処分の方法ごとの量並びにその年月日、次号により運搬及び処分を他人に委託する場合にあつては、委託年月日、受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号を帳簿に記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存すること。

十六 鉱業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、次によること。

イ 鉱業廃棄物（有害鉱業廃棄物を除く。）の運搬又は処分を委託する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第五項の産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者又は産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者であつて、委託しようとする鉱業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。

ロ 有害鉱業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の二第五項の産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者又は産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者であつて、委託しようとする有害鉱業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。

ハ 鉱業廃棄物の処分を委託する場合には、処分を委託しようとする者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三第一項に規定する管理票を交付すること。

十七 鉱業廃棄物（第一条第二項第三十三号イ、ハ、ニ若しくはトに掲げる鉱業廃棄物（金属鉱山等に限る。）並びに廃油、廃プラスチック類、紙くず及び金属くずの焼却施設において生じた燃え殻及び集じん機によって集められたばいじん（石炭鉱山及び石油鉱山に限る。）又はこれらの鉱業廃棄物を処分するために処理したものに限る。）の埋立場付近の地下水（水面埋立場にあつては、その付近の水域）の水質について、保安のため必要があるときに測定し、その結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

十八 鉱業廃棄物の埋立場において、鉱業廃棄物が飛散し、流出し又は地下に浸透し、鉱業廃棄物による鉱害を生じたときは、応急措置の実施その他の被害を防止するための措置を講ずること。  
(坑水又は廃水の処理等)

**第十九条** 法第八条の規定に基づき、坑水又は廃水の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとすること。

一 坑道の坑口の閉そく、坑水又は廃水の処理施設（以下「坑廃水処理施設」という。）の設置その他の坑水又は廃水による鉱害を防止するための措置を講ずること。

二 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域（以下単に「公共用水域」という。）又は海域に排出する坑水又は廃水は、同法第三条第一項又は第三項の排水基準（第十号において単に「排水基準」という。）に適合すること。

三 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の環境大臣が定める方法により前号の坑水又は廃水の水質を測定し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

四 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第二項に規定する指定地域において、同法第七条第一項に規定する湖沼特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であつて同項の政令で定める規模以上のもの（以下「湖沼特定坑廃水鉱山等」という。）から公用用水域に排出する坑水又は廃水は、同項の規制基準に適合すること。

五 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域において、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であつて同法第七条第一項に規定する湖沼特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であつて同項の規制基準に適合すること。

六 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号。以下「水道水源法」という。）第一条第六項に規定する特定施設等に該当する施設を設置する鉱山等であつて同項の政令で定める規模以上のものから水道水源法第四条第一項に規定する指定地域内の水道水源水域に排出する坑水又は廃水は、水道水源法第九条第一項の特定排水基準に適合すること。

七 水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設に該当する施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する鉱山等から地下に浸透する水であつて有害物質使用特定施設に係る坑水又は廃水（これを処理したものと含む。）を含むものは、同法第八条の環境省令で定める要件に該当しないこと。

八 有害物質使用特定施設（当該有害物質使用特定施設に係る鉱山等から水質汚濁防止法第二条第八項に規定する特定地下浸透水を浸透させる場合を除く。）又は同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する施設については、同法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合すること。

九 坑水又は廃水が浸透する土壤（事業活動その他の人の活動に伴つて汚染された土地に限り、法第十七条第一項に規定する集積場等、別表第二の第二十一号、第二十二号、第二十七号及び第二十八号に規定する施設の鉱業廃棄物及び沈殿のための施設に沈殿しているものを除く。第四十六条第一項の表において同じ。）については、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すること。

十 坑水若しくは廃水の発生施設又は処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したときは又は第七号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

十一 鉱業上使用する施設の破損その他の事故（前号に規定するものを除く。）が発生し、水質汚濁防止法第二条第二項第一号に規定する物質（第四十六条第一項の表において「有害物質」という。）若しくは同法第二条第四項に規定する物質（第四十六条第一項の表において「指定物質」という。）を含む坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透又は油の排出（第二十四条第四号ただし書及び第六号に規定するものを除く。）若しくは発生するおそれがあるときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

十二 金属鉱山等の鉱業権者が特別措置法第二条第五項に規定する使用済特定施設について第一号の規定により講ずべき措置については、特別措置法第五条第一項の規定に基づき産業保安監督部長に届け出た鉱害防止事業計画（同項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に従い行うこと。

（鉱煙の処理）  
第二十条 法第八条の規定に基づき、鉱煙の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。  
一 集じん機及び触媒式浄化装置の設置その他の鉱煙による鉱害を防止するための措置を講ずること。  
二 鉱煙発生施設から排出される鉱煙中の汚染物質の量又は濃度は、大気汚染防止法第三条第一項若しくは第四条第一項の排出基準に適合すること。

三 大気汚染防止法第五条の二第一項に規定する指定地域において、同項に規定する指定ばい煙を排出する鉱山等で同項の環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める規模以上のもの（以下「特定鉱煙鉱山等」という。）にあっては、当該特定鉱煙鉱山等に設置されているすべての鉱煙発生施設の排出口から大気中に排出される指定ばい煙の合計量が、同法第五条の二第一項又は第三項の指定ばい煙に係る総量規制基準に適合すること。

四 鉱煙発生施設又は処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、排出基準に適合しない鉱煙を排出したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。（水銀等の処理）

第二十条の二 法第八条の規定に基づき、鉱煙（水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）を含有するものに限る。）の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 水銀排出施設においては、水銀等除去装置の設置その他の水銀等による鉱害を防止するための措置を講ずること。  
二 水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量は、大気汚染防止法第十八条の二十七の排出基準に適合すること。（揮発性有機化合物の処理）

第二十条の三 法第八条の規定に基づき、揮発性有機化合物の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。  
一 挥発性有機化合物排出施設においては、揮発性有機化合物除去装置の設置その他の揮発性有機化合物による鉱害を防止するための措置を講ずること。  
二 挥発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量は、大気汚染防止法第十七条の四の排出基準に適合すること。  
三 挥発性有機化合物排出施設において、故障、破損その他の事故が発生し、排出基準に適合しない揮発性有機化合物を排出したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

（特定特殊自動車排出ガスの処理）

第二十条の四 法第八条の規定に基づき、特定特殊自動車排出ガスの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十二条第一項に規定する基準適合表示又は同条第三項に規定する少數特例表示が付されたものを使用すること。ただし、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第二十三条各号に掲げる場合は、この限りでない。

二 適切な特定特殊自動車の燃料の使用その他の特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のための措置を講ずること。

(石綿粉じんの処理)

**第二十一条** 法第八条の規定に基づき、粉じん（石綿粉じんに限る。）の処理について鉱業権者が講すべき措置は、第十条に定めるもののはか、次に掲げるものとする。

一 石綿粉じん発生施設においては、散水設備及び集じん機の設置、防じんカバーの取付け、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内への設置その他の石綿粉じんによる鉱害を防止するための措置を講ずること。

二 石綿粉じん発生施設を設置する鉱山の敷地の境界線における石綿粉じんの大気中の濃度は、大気汚染防止法第十八条の五の敷地境界基準に適合すること。

三 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省、通商産業省令第一号）第十六条の三第一号の環境大臣が定める測定法により前号の石綿粉じんの大気中の濃度を保安のため必要があるときに測定し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

四 石綿粉じん発生施設又は石綿粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、石綿粉じんによる鉱害が発生したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

(ダイオキシン類の処理)

**第二十二条** 法第八条の規定に基づき、廃水又は鉱煙（それぞれダイオキシン類を含有するものに限る。）の処理について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 ダイオキシン類除去装置の設置その他のダイオキシン類による鉱害を防止するための措置を講ずること。

二 ダイオキシン類発生施設を設置する鉱山等は、ダイオキシン類発生施設から大気中に排出される排出ガス又は公共用水域に排出される排出水は、ダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項又は第三項の排出基準に適合すること。

三 ダイオキシン類発生施設において、故障、破損その他の事故が発生し、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

(規制基準等の変更に係る経過措置)

**第二十三条** 第十九条第四号の規定は、湖沼水質保全特別措置法第三条第一項の指定により湖沼特定坑廃水鉱山等になった際、現に湖沼指定地域において設置されている湖沼特定施設（法第十三条第一項の規定による届出がされたものであつて設置の工事が完成していないものを含む。）を有する湖沼特定坑廃水鉱山等については、適用しない。ただし、当該規制基準の適用の日以後に、当該湖沼特定施設について法第十三条第一項に規定する変更を行つたときは、当該規制基準の適用の日以後に、当該湖沼特定施設に設置したときは、この限りでない。

2 第十九条第五号の規定は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）第一条若しくは第四条の二、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第二条若しくは第三条、湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項の指定湖沼を定める政令、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府、通商産業省令第二号）第一条の四の改正又は湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更により新たに特定坑廃水鉱山等となつた鉱山等については、当該鉱山等が特定坑廃水鉱山等となつた日から六月間は、適用しない。

3 第二十条第三号の規定は、大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）第七条の二若しくは第七条の三又は大気汚染防止法施行規則第七条の二の改正により新たに特定鉱煙鉱山等になつた鉱山等については、当該鉱山等が特定鉱煙鉱山等となつた日から六月間は、適用しない。

4 第二十二条第一号の規定は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令第一条の改正によりダイオキシン類発生施設となつた際、現に設置されている施設（法第十三条第一項の規定による届出がされたものであつて設置の工事が完成していないものを含む。）から排出される排出ガス又は当該施設に係る排出水については、当該施設がダイオキシン類発生施設となつた日から一年間は、適用しない。

(海洋施設における鉱業廃棄物等の処理)

**第二十四条** 法第八条の規定に基づき、ガス、廃水及び鉱煙並びに捨石その他の鉱業廃棄物（それぞれ海洋施設から大気又は海洋へ排出するものに限る。）の処理について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

一 鉱業廃棄物の海洋投入処分を行うときは、船舶に移載した上で行うこと。ただし、海洋施設の損傷により鉱業廃棄物が排出された場合であつて、引き続く鉱業廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときは、この限りでない。

二 海洋施設から、オゾン層破壊物質を放出しないこと。ただし、海洋施設の損傷によりオゾン層破壊物質が放出された場合であつて、引き続くオゾン層破壊物質の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたときは、この限りでない。

三 次に掲げるものの焼却は行わないこと。ただし、ホに掲げるものを、国際海事機関の型式認定証書が発給された焼却炉で焼却するときは、この限りでない。

イ ポリ塩化ビフェニル

ロ 鉱業廃棄物

ハ ロゲン化合物を含んでいる精製された石油

ニ 海洋施設からの窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置の使用に伴い生ずる廃棄物

ホ ポリ塩化ビニル

四 海洋施設から排出される油は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十条の排出方法に関する基準（掘削バージにあつては、同令第一条の八第二項の排出基準。）に適合すること。ただし、海洋施設の損傷により油が排出された場合であつて、引き続く油の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときは、この限りでない。

五 海洋施設から、有害液体物質を排出しないこと。ただし、海洋施設の損傷により有害液体物質が排出された場合であつて、引き続く有害液体物質の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときは、この限りでない。

六 鉱業の実施に伴い、大量の油又は有害液体物質が海洋へ排出されたときは、オイルフェンス及びスキマーの使用その他の油又は有害液体物質による水面の汚染の拡大及び油又は有害液体物質の継続的な排出の防止並びに海洋に排出された油又は有害液体物質を除去するための措置を講ずること。

七 油又は有害液体物質を海洋に排出したときは、その日時、油又は有害液体物質の種類、排出量及び排出の原因又は方法について記録し、これを三年間保存すること。  
(土地の掘削)

**第二十五条** 法第八条の規定に基づき、土地の掘削(石油の掘採を含む。)について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱柱又は炭柱の設置、充てんその他の地下における掘削による地表の沈下又は陥没による鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 二 掘採跡の埋め戻し及び植栽、坑井の密閉、沈砂池の設置その他の坑外における鉱物の掘採による崩壊又は土砂流出、石油の湧出、汚濁水流出等の鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 三 海洋施設から土砂を排出するときは、当該土砂の速やかな海底への沈降及びたる積その他土砂拡散による鉱害を防止するための措置を講ずること。

出された場合であつて、引き続く土砂の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときは、この限りでない。

(巡視及び点検)

**第二十六条** 法第五条から第八条までの規定に基づき、第三条から第二十二条まで、第二十四条及び前条に定めるもののほか、施設等の巡視及び点検について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 保安の確保上重要な鉱山等にある建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び掘採跡を保安のため必要があるときに巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び鉱害の防止のため必要な事項について、測定すること。
- 二 大雨、地震その他の異常気象により保安上危険の有無を検査する必要が生じたもの又は前号の測定の結果に異常が認められたものについては、巡視者に危害が及ぶおそれがある場合を除き、巡視及び測定の回数の増加その他巡視又は測定について必要な措置を講ずること。
- 三 鉱業上使用する機械、器具及び工作物については、始業時、月次等、保安のため必要があるときに点検を行うこと。
- 四 第一号及び第二号の巡視及び測定並びに前号の点検についての箇所、項目、方法及び頻度をあらかじめ定め、これを鉱山労働者に周知すること。
- 五 第一号から第三号までの巡視、検査、測定及び点検の結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

(鉱山労働者が守るべき事項)

**第二十七条** 法第九条の規定に基づき、鉱山労働者が守るべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五条及び第七条の規定による鉱業権者が講すべき措置に関し、鉱業権者が定めた方法又は手順を遵守すること。
- 二 法第五条及び第七条の規定による鉱業権者が講すべき措置に関し、保護具その他の鉱業権者から指示されたものを使用、着用又は携帯すること。
- 三 前二号の規定によるほか、第三者に対し危害を及ぼす行為をしないこと。  
(緊急時の適用の除外)

**第二十八条** 鉱業権者又は鉱山労働者が人命救助又は緊急時の保安確保を行う場合においては、第三条から前条まで(第二十三条を除く。)の規定によらず当該行為を行うことができる。

**第二十九条** 法第五条第二項及び第八条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱業権者が講すべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 管理区域を定め、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 境界に警標、さく囲その他の設備を設けることにより、放射線業務従事者以外の立入りを制限すること。
- ロ 放射性物質を経口摂取するおそれがある場所における飲食及び喫煙を禁止すること。
- ハ 口の旨を管理区域の見やすい箇所に掲示すること。
- 二 周辺監視区域を定め、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に警標、さく囲その他の設備を設けることにより、周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

- 三 放射線業務従事者及びそれ以外の鉱山労働者の線量については、それぞれ経済産業大臣が定める線量限度を超えないように行うこと。
- 三の二 管理区域において放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、前号の線量限度を超えないようする必要がある旨を当該請負人に周知すること。
- 四 管理区域内の放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度については、経済産業大臣が定める濃度限度を超えないよう行うこと。
- 五 管理区域内の人が常時立ち入る場所における外部放射線に係る実効線量については、経済産業大臣が定める値以下となるように遮へい物の設置その他の措置を講ずること。
- 六 製錬場内の管理区域における人が触れるおそれがある放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度については、経済産業大臣が定める表面密度限度を超えないよう行うこと。
- 七 製錬場内の管理区域から退去する人及びこれから持ち出される放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度については、経済産業大臣が定める表面密度限度を超えないよう行うこと。
- 八 周辺監視区域の外側における空気及び水の中の放射性物質の濃度については、経済産業大臣が定める濃度限度を超えないよう行うこと。
- 九 坑内掘採を行う核原料物質鉱山においては、坑内の空気中の放射性物質濃度を低くするために必要な扇風機を設けること。
- 十 坑内掘採を行う核原料物質鉱山においては、放射線障害の防止のため必要があるときは、有効呼吸用保護具を着用させること。

十一	核原料物質鉱山の選鉱場又は製錬場において放射線障害の防止のため必要があるときは、有効呼吸用保護具を着用させ、かつ、粉じんの飛散を防止するため、集じん又は機械若しくは装置の密閉を行うこと。
十二	著しく粉じんが飛散する坑内作業場において、粉じんの飛散を防止するため散水又は給水を行うときは、経済産業大臣が定める放射性物質の濃度限度を超えない水を使用すること。
十三	管理区域内に立ち入る者（放射線業務従事者を含む。）の線量を知るため、次の規定を遵守すること。
イ	経済産業大臣の定めるところにより、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量の測定を行い、その結果について、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女性については、出産までの間毎月一日を始期とする一月間にについて、当該期間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。この場合において、管理区域内に立ち入る者について、管理区域内に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域内に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。
ロ	人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量の測定は、経済産業大臣の定めるところにより、放射性物質を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれがある場所に立ち入る者については、三月を超えない期間ごとに一回（本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女性においては、出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）行い、その結果を記録すること。ただし、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の内部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。
十三の二	管理区域内における放射線業務、第二十七号の規定による措置に係る作業又は管理区域内に一時的に立ち入る作業の一部を請負人に請け負わせるときは、前号の規定により線量を測定を行い、その結果を記録する必要がある旨を当該請負人に周知すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
イ	管理区域内に一時的に立ち入る請負人であつて放射線業務従事者でないものについては、当該請負人の管理区域内における外部被ばくによる線量が前号イの経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないとき。
ロ	放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る請負人であつて放射線業務従事者でないものについては、当該請負人の内部被ばくによる線量が前号ロの経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないとき。
十四	第十三号により測定された線量を基に、経済産業大臣の定める五年間の累積実効線量又は累積等価線量を前号イの規定による実効線量及び等価線量（眼の水晶体の等価線量に限る。以下この号において同じ。）の算定の結果、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女性については、出産までの間毎月一日を始期とする一月間にについて、当該期間ごとに算定し、算定の都度、記録すること。
十五	前号による実効線量及び等価線量を超過するおそれがあるときは、当該請負人の内部被ばくによる線量が前号ロの経済産業大臣が定める線量を超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む経済産業大臣が定める五年間の累積実効線量又は累積等価線量を前号イの規定による実効線量及び等価線量を四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間にについて、当該期間ごとに算定し、算定の都度、記録すること。
十六	管理区域内の外部放射線に係る線量当量率を毎週一回（当該線量当量率を常時監視する場合については、毎月一回）以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。
十七	管理区域内の放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度を毎週一回（管理区域内に設置された電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第二十二条第二項に規定する放射性物質取扱作業室以外の当該管理区域内の区域において空気中の放射性物質の濃度については、毎月一回）以上（保安のため必要があるときは、その度ごとに）測定し、その結果を記録すること。
十八	鉱山から排出される空気及び水の中の放射性物質の濃度を保安のため必要があるときに（製錬場から連続して排出される空気及び水については、排出される度ごとに（連続して排出されるときは、連続して）測定し、その結果を記録すること。
十九	第十六号、第十七号の二及び前号の規定によるほか、管理区域、周辺監視区域及びこれら以外の区域の適当な箇所において、線量当量率又は空気若しくは水の中の放射性物質の濃度を保安のため必要があるときに測定し、その結果を記録すること。
二十	第十六号の二及び前号の規定による空気中の放射性物質の濃度の測定（電離放射線障害防止規則第二十二条第二項の放射性物質取扱作業室に限る。）については、作業環境測定法第二条第五号又は第七号に規定する者（作業環境測定法施行規則別表第二号に掲げる作業の種類について登録を受けている者に限る。）又はこれと同等以上の能力を有する者に実施させること。
二十一	次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる時間を保存すること。
記録事項	
イ	第十三号で測定又は集計された線量
ハ	管理区域内の外部放射線に係る線量当量率及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度
ニ	製錬場内の管理区域内における人が触れるおそれがある放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の濃度
密度	
	記録すべき場合
	第十三号で測定又は集計された時期ごと
	测定の都度
	測定の都度
イ	第十三号で測定又は集計された時期ごと
ハ	第十四号で算定された実効線量（第十五号で算定された累積実効線量を含む。）又は等価線量
ニ	管理区域内の外部放射線に係る線量当量率及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度
密度	

ト 放射線業務従事者の当該業務に就く以前の当該年度の放射線被ばくの経験	ト 保安規程に定める箇所における外部放射線に係る線量当量率又は空気若しくは水の中の放射性物質の濃度	測定の都度 その者が当該業務に就く時	測定の都度 測定の都度	測定の都度 測定の都度	十年間 十年間
				測定の都度 測定の都度	十年間 十年間
二十一 前号に規定する記録事項について直接測定することができない場合には、当該事項を推定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。	二十二 前号に規定する記録事項について直接測定することができない場合には、当該事項を推定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。	二十三 第二十一号の表ハ及びトの線量当量率の記録については、經濟産業大臣の定めるところによること。	二十四 第二十一号の表イの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載すること。	二十五 第二十一号の表イ、ロ及びチの記録の保存期間は、その記録に係る鉱山労働者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合には、核原料物質鉱山の鉱業権者がその記録を經濟産業大臣が指定する機関に引き渡すまでの期間とする。	二十六 第二十一号の表イの規定による記録の写しについては、当該記録に係る放射線業務従事者に対し、記録した都度及びその者が当該業務を離れるときに交付すること。
二十七 核原料物質鉱山の製鍊場においては、地震、火災その他の災害により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、放射線障害の防止のため適切な措置を講ずること。	二十八 前号の規定による措置に係る作業であつてこれに従事する者が多量の放射線を被ばくするおそれがあるものについては、放射線業務従事者（女性にあつては、妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）でなければ従事させないこと。ただし、当該作業を行ふため必要な人員が得られない場合その他その他やむを得ない場合において放射線業務従事者以外の鉱山労働者（女性にあつては、妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を従事させるとときは、この限りでない。	二十九 前号の場合においては、第三号の規定にかかわらず、当該鉱山労働者の線量については、当該作業に関し、經濟産業大臣が定める線量限度まで被ばくすることができる。	三十 第二十七号の規定による措置に係る作業であつてこれに従事する者が多量の放射線を被ばくするおそれがあるものの一部を請負人に譲り負わせるときは、当該作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性については、第三号の規定にかかわらず、同号の線量限度を超えて被ばくすることができる旨を当該請負人に周知すること。	三十一 前号の場合においては、同号の作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性が当該作業に従事する間に受ける線量は、第二十九号の線量限度を超えないようにする必要がある旨を前号の請負人に周知すること。	法第九条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱山労働者が守るべき事項は、次に掲げるものとする。
一 鉱業権者の指示がなければ、管理区域に立ち入らないこと。	二 前項第十号又は第十一号の規定により有効呼吸用保護具の着用を指示されたときは、有効呼吸用保護具を着用すること。	第三章 保安教育	(保安教育)	第三十条 法第十条第二項の特に危険な作業として經濟産業省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該作業に従事させるときに施すべき教育の内容は、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項（関係法令に関する事項を含む。）について、同表ト欄に掲げる時間数に応じて行うものとする。	第三十条 法第十条第二項の特に危険な作業として經濟産業省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該作業に従事させるときに施すべき教育の内容は、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項（関係法令に関する事項を含む。）について、同表ト欄に掲げる時間数に応じて行うものとする。
一 石油鉱山（石油坑によるものを除く。）における火薬類を使用する作業	教育事項 一 火薬類の知識に関すること 二 火薬類の取扱方法に関すること 三 火薬類による作業方法に関すること 四 作業の実技	時間数 四時間以上 六時間以上 八時間以上 十八時間以上及び見習期間を一箇月以上とする。	教育事項 一 火薬類の知識に関すること 二 火薬類の取扱方法に関すること 三 火薬類による作業方法に関すること 四 作業の実技	時間数 六時間以上 六時間以上 十二時間以上 二十四時間以上及び見習期間を一箇月以上とする。	一 火薬類の知識に関すること 二 火薬類の取扱方法に関すること 三 発破方法に関すること 四 発破に関する実技
三 前二号のほか、鉱山における発破に関する作業	一 火薬類の知識に関すること 二 火薬類の取扱方法に関すること 三 発破方法に関すること	六時間以上 六時間以上 十二時間以上 二十四時間以上及び見習期間を一箇月以上とする。 六時間以上 六時間以上 十二時間以上 二十四時間以上及び見習期間を一箇月以上とする。 十二時間以上	一 火薬類の知識に関すること 二 火薬類の取扱方法に関すること 三 発破方法に関すること 四 発破に関する実技	六時間以上 六時間以上 十二時間以上 二十四時間以上及び見習期間を一箇月以上とする。 六時間以上 六時間以上 十二時間以上 二十四時間以上及び見習期間を一箇月以上とする。 十二時間以上	一 火薬類の知識に関すること 二 火薬類の取扱方法に関すること 三 発破方法に関すること 四 発破に関する実技

前項の教育事項の詳細な教育項目については経済産業大臣が別に定める。

2

次に掲げる者は、第一項の教育を施したものとする。

3

一 火薬類取締法第三十一条第二項に規定する甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者

4

二 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第四の上欄に掲げる発破技士免許を受けた者

4

三 鉱業権者は、定期的に又は必要に応じ、鉱山労働者に対して、その作業を行うに必要な保安に関する事項について再教育を実施するよう努めなければならない。

#### （工事計画）

##### 第四章 特定施設等

**第三十一条** 法第十三条第一項の特定施設は、別表第二の上欄に掲げるものとする。

2 法第十三条第一項の変更の工事であつて経済産業省令で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる施設に応じて、同表の下欄に掲げる事項の変更が生ずるものとする。ただし、特定施設が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

3 法第十三条第一項の軽微な変更は、別表第二の下欄に掲げる変更の工事以外の変更とする。

4 法第十三条第一項の工事の計画を届け出ようとするときは、様式第一により行うものとする。

**第三十二条** 法第十四条第一項の規定に基づき、使用前検査の結果について記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

1 特定施設の種類及び設置場所

（使用前検査）

1 検査年月日

2 検査の方法

3 検査の結果

4 検査を実施した者の氏名（検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名）

5 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2 使用前検査の結果の記録は、当該特定施設を廃止するまで保存するものとする。

**（特定施設の使用の開始等）**

**第三十三条** 法第十五条の規定に基づき、特定施設の使用を開始したときは、様式第二により届け出るものとする。

**（定期検査）**

**第三十四条** 法第十六条の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

1 別表第一の上欄第三号の施設（人を運搬する巻揚装置（掘削バージに設置するものを除く。）に限る。）

2 別表第一の上欄第五号の施設（石油鉱山における掘削バージに限る。）

3 別表第一の上欄第九号の施設

4 別表第二の上欄第十一号の施設

5 別表第二の上欄第三十二号の施設

2 前項の施設に係る定期検査は、二年以内（検査すべき事項を常時監視する場合にあっては、三年以内）ごとに一回行うものとする。ただし、当該施設の長期の使用休止等の理由により当該期間に検査を実施する必要が技術的に認められない場合には、認められないとする合理的な理由を記録し、保存した上で、定期検査の時期を一年以内に限り延長できるものとする。

3 前項の規定にかかるわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の定期検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内ごとに一回行うものとする。

4 定期検査の結果について記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

1 特定施設の種類及び設置場所

2 検査年月日

3 検査の方法

4 検査を実施した者の氏名（検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名）

5 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

（定期検査の結果の記録（第二項ただし書の記録を含む。）は、直近二回分を保存するものとする。）

**第三十五条**

法第十七条第一項の経済産業省令で定める物件は、捨石又は鉱さい（坑水又は廃水の処理による沈殿物を含む。）の集積されたものとする。

(現況調査の時期)

**第三十六条**

法第十八条第一項の経済産業省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 当該鉱山において、鉱業権者が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十二条第三項の認可を受けて事業を休止しようとするとき。
- 二 当該鉱山において、鉱業権者が鉱業法第六十二条第三項の認可を受けて休止した事業を開始しようとするとき。
- 三 当該鉱山において、鉱業権者が鉱業法第六十三条第一項後段若しくは第二項後段又は同法第六十三条の二第一項後段の規定による施業案を変更しようとするとき。
- 四 当該鉱山において、鉱業権者が鉱業権を放棄しようとするとき。

**(現況調査の項目)****第三十七条** 法第十八条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる項目について保安を害する要因（その評価を含む。）とする。**一 挖採箇所及びその周辺の地質状況****二 鉱山周辺の状況**

- 三 第三条から第二十二条まで、第二十四条（次号に掲げる事項を除く。）、第二十五条、第二十六条及び第二十九条の規定により鉱業権者が講ずべき措置に係る事項（機械、器具及び工作物等に係る調査にあつては、それらが故障、破損その他の事由により通常の使用ができない場合を含む。）
- 四 海洋施設における油又は有害液体物質の処理

**五 前各号に掲げるもののほか、鉱山における保安を害する事項****第三十八条** 法第十八条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第四十一条第一項の規定に基づき報告した災害とその原因との関係
- 二 前号の災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価

**(現況調査の結果の記録)****第三十九条** 法第十八条第一項及び第二項の調査の結果の記録は、次に掲げる期間保存するものとする。

- 一 法第十八条第一項の調査の結果 二十年間
- 二 法第十八条第二項の調査の結果 十年間

**第四十条** 法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安規程
- 二 法第十八条第三項の調査の結果の記録は、十年を越えない範囲で、経済産業大臣が命ずる期間保存するものとする。

**第四十一条** 法第十一条第一項に規定する保安委員会（法第三十一条第一項に規定する鉱山労働者代表の届出があつた場合を除く。）

- 一 保安管理体制
- 二 保安管理体制の構成

**イ 委員の選任方法**

- 一 保安管理体制を構成する者のそれぞれの職務の範囲（請負を含む。）
- 二 法第二十八条に規定する保安委員会（法第三十一条第一項に規定する鉱山労働者代表の届出があつた場合を除く。）

**ロ 開催頻度****ハ 審議結果の記録に関する事項****三 鉱山労働者代表（法第三十一条第一項に規定する鉱山労働者代表の届出があつた場合に限る。）**

- イ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第十九条第四項の規定による鉱山労働者代表の意見の聴取結果の記録に関する事項
- ロ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第三十条の規定による鉱山労働者代表への通知結果の記録に関する事項

**四 ハロイド法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第三十一条の規定による鉱山労働者代表との協議結果の記録に関する事項**

- イ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第三十二条の規定による鉱山労働者代表の届出があつた場合を除く。）
- ロ 保安を推進するための活動の実施体制及び内容
- ハ 保安を推進するための活動の記録に関する事項

**五 法第十条第一項及び第二項に規定する保安教育**

- イ 教育の対象者、程度及び方法
- ロ 再教育の程度及び方法

**六 教育の記録に関する事項****六 イ 連絡体制****六 イ 退避の方法****六 イ 罹災者の救護方法**

<p>二 退避及び救護の訓練の実施方法 イ 油又は有害液体物質の処理方法 ロ 大量の油又は有害液体物質の海洋への排出があつたとき又は排出のおそれが生じたときの措置であつて、次に掲げる事項 (1) 報告を行うべき場合、報告すべき内容 報告先その他報告に係る遵守すべき手続 (2) 防除措置の内容及びこれを講ずるために必要な組織、器材等 (3) 防除措置を講ずるため、当該鉱山にいる者その他の者が直ちにとるべき措置 (4) 防除措置を講ずるため、当該鉱山における措置に関する関係機関等との調整に係る手続及び当該鉱山における連絡先 ハ 油又は有害液体物質の海洋への排出に係る記録に関する事項</p>				
<p>九 研修及び見学 イ 実務研修（研修生に鉱山の施設を使用させ、及び坑道の掘削その他の作業に従事させることにより技術、技能又は知識を修得させる研修をいう。以下同じ。）中の保安確保に関する事項 ロ 実務研修の内容に関する事項 ニ 見学者に対する保安確保に関する事項 ハ 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになつた保安を確保するための措置の評価方法</p>				
<p>十 保安を確保するための措置の評価方法 イ 現況調査を実施する体制 ロ 措置の実施状況を確認する体制及びその時期 ハ 措置の内容を評価する体制及びその時期 ニ ロの確認結果又はハの評価結果の記録に関する事項</p>				
<p>十一 前号の結果を踏まえた保安を確保するための措置の見直しに関する事項 ニ 保安規程の経済産業大臣への届出は、産業保安監督部長を経由して行うことができる。 第六章 保安管理体制 (保安統括者及び保安管理者の選任) 第四十一条 法第二十二条第三項の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校において、鉱業に関する理学若しくは工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、鉱山の保安に関する実務に通算して三年以上従事したもの 二 前号に掲げる者のほか、鉱山の保安に関する実務に通算して五年以上従事したもの 三 法第二十二条第四項（法第二十三条第三項で準用する場合を含む。）の規定による届出は、保安統括者又は保安管理者の選任又は解任後遅滞なく、様式第三により行わなければならない。ただし、鉱山労働者が一名の場合にあつては、この限りでない。 (作業監督者) 第四十三条 法第二十六条第一項の作業監督者を選任しなければならない作業は、次の表の上欄に定めるものとし、当該作業の区分ごとに同表下欄に掲げる資格を有する者から選任するものとする。</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 139 346 2086">作業の区分</th> <th data-bbox="346 139 1330 2086">作業監督者の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 139 346 707"> <p>一 火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破（石油鉱山（石油坑によるものを除く。）においては、火薬類の使用）に関する作業 二 ポイラー（小型ポイラーを除く。）又は蒸気圧力容器に関する作業</p> </td> <td data-bbox="346 139 1330 707"> <p>一 一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第一項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 二 一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 三 伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のポイラーのみを取り扱う場合を除く。については、ポイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第二十四条の特級ポイラー技士免許を受けた者</p> </td></tr> </tbody> </table>	作業の区分	作業監督者の資格	<p>一 火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破（石油鉱山（石油坑によるものを除く。）においては、火薬類の使用）に関する作業 二 ポイラー（小型ポイラーを除く。）又は蒸気圧力容器に関する作業</p>	<p>一 一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第一項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 二 一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 三 伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のポイラーのみを取り扱う場合を除く。については、ポイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第二十四条の特級ポイラー技士免許を受けた者</p>
作業の区分	作業監督者の資格			
<p>一 火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破（石油鉱山（石油坑によるものを除く。）においては、火薬類の使用）に関する作業 二 ポイラー（小型ポイラーを除く。）又は蒸気圧力容器に関する作業</p>	<p>一 一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第一項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 二 一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 三 伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のポイラーのみを取り扱う場合を除く。については、ポイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第二十四条の特級ポイラー技士免許を受けた者</p>			

二 伝熱面積の合計が二十五平方メートル以上五百平方メートル未満のボイラー（貫流ボイラーのみを取り扱う場合であつて、その伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のものを含む。）に係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の特級ボイラー技士免許又は一級ボイラー技士免許を受けた者
三 伝熱面積の合計が二十五平方メートル未満のボイラーに係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の特級ボイラーテchnician免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者
四 蒸気圧力容器（化学設備（労働安全衛生法施行令第十五条第一項第五号に掲げる化学設備をいう。以下同じ。）に係るもの）に関する作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条の特級ボイラー技士免許若しくは二級ボイラー技士免許を受けた者又は同規則第六十二条の化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者
五 化学設備に係る蒸気圧力容器に係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第六十二条の化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者
六 電気工作物（電圧三十ボルト未満のものを除く。）に係る作業については、ボイラー及び圧力容器安全規則第六十二条の化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者

七 ガス集合溶接装置に関する作業	八 石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備に関する作業	九 鉱煙発生施設の鉱害防止に関する作業	
	<p>ある場合は、その所在を管轄する産業保安監督部長の承認を受けた者の委託契約の相手方（石炭坑を除く）若しくは同項の承認を受けた者を満たす者のうち産業保安監督部長が認めた者であつて委託契約の相手方（石炭坑を除く）</p> <p>労働安全衛生規則別表第四に掲げるガス溶接作業主任者免許を受けた者</p> <p>一 パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であつて、最高使用圧力一メガパスカル以上のものに係る作業については、ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は高压ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者</p> <p>二 パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備に係る作業については、消防法（昭和二十二年法律第百八十六号）第十三条の二第一項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第一の第四類に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者</p> <p>三 パイプライン（天然ガスのみを流送するものを除く。）及びその附属設備に係る作業については、消防法（昭和二十二年法律第百八十六号）第十三条の二第一項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第一の第四類に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者</p> <p>四 大気汚染防止法施行令別表第一の一四の項に掲げる施設であつて、排出ガス量（設置されている鉱煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当たりの量を温度が零度で圧力零パスカルの状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。）が四万立方メートル以上のものに係る作業については、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号。以下「公害防止組織法施行令」という。）別表第二の一の項の下欄に掲げる者</p> <p>五大気汚染防止法施行令別表第一の一四の項に掲げる施設であつて、排出ガス量が四万立方メートル以上ものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の二の項の下欄に掲げる者</p> <p>二 大気汚染防止法施行令別表第一の一四の項に掲げる施設であつて、排出ガス量が四万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の二の項の下欄に掲げる者</p> <p>三 大気汚染防止法施行令別表第一の一の項、三の項から六の項まで、九の項から一一の項まで、一三の項及び二九の項から三二の項までに掲げる施設であつて、排出ガス量が一万立方メートル以上四万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の四の項の下欄に掲げる者</p> <p>四 大気汚染防止法施行令別表第一の一の項、三の項から六の項まで、九の項から一一の項まで、一三の項及び二九の項から三二の項までに掲げる施設であつて、排出ガス量が一万立方メートル以上四万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の四の項の下欄に掲げる者</p> <p>一 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十二号に掲げる施設であつて、排出水量（一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）が一万立方メートル以上ものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の五の項の下欄に掲げる者</p> <p>二 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十二号に掲げる施設であつて、排出水量が一万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の六の項の下欄に掲げる者</p> <p>三 水質汚濁防止法施行令別表第一第一号に掲げる施設又は坑廃水処理施設であつて、排出水量が一万立方メートル以上のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の七の項の下欄に掲げる者</p> <p>四 水質汚濁防止法施行令別表第一第一号に掲げる施設又は坑廃水処理施設であつて、排出水量が千立方メートル以上一万立方メートル未満のものに係る作業については、公害防止組織法施行令別表第二の八の項の下欄に掲げる者</p> <p>公害防止組織法施行令別表第二の九の項の下欄に掲げる者</p>		
十 坑廃水処理施設及び水質汚濁防止法施行令別表第一第六十二号に掲げる施設（以下「坑廃水処理施設等」という。）の鉱害防止に関する作業			
十一 騒音発生施設（公害防止組織法施行令第四条に掲げる施設（騒音指定地域内にあるものに限る。）に限る。）の鉱害防止に関する作業			
十二 振動発生施設（公害防止組織法施行令第五条の二に掲げる施設（振動指定地域内にあるものに限る。）に限る。）の鉱害防止に関する作業			
十三 ダイオキシン類発生施設（公害防止組織法施行令第五条の三第一項に掲げる施設に限る。）の鉱害防止に関する作業			
十四 粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業			

十五 石綿粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業	公害防止組織法施行令別表第二の十の項の下欄に掲げる者
十六 鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に関する作業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十七条に掲げる資格を有する者
十七 有害鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に関する作業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の十七第二号に掲げる資格を有する者

2 鉱業権者は、掘削バージにおいて作業する作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たし、かつ、産業保安監督部長が面接により、前項の表の下欄の資格を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者から選任することができる。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において前項の表の上欄に定める当該作業の区分に関連する技術に関する学科を修めこれを卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）と同等以上の学力を有すると認められる者であつて、当該作業に関する実務に通算して一年以上従事したもの

二 学校教育法による高等学校において、前項の表の上欄に定める当該作業の区分に関連する技術に関する学科を修めこれを卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者であつて、当該作業に関する実務に通算して二年以上従事したもの

三 前各号に掲げる者のほか、当該作業に関する実務に通算して五年以上従事したもの

3 鉱業権者は、第一項の表の第一号（火薬類を存置（火薬類の受渡場所又は発爆場所において一時存置する場合を除く。）する作業を除く。）、第八号、第十号又は第十四号の上欄に定める作業をする作業監督者を選任するときは、第一項の規定によるほか、それぞれ当該各号の下欄に掲げる資格を有する者と同等以上の能力を有すると産業保安監督部長が認めた者から選任することができる。

4 法第二十六条第二項の規定により準用する法第二十二条第四項及び法第二十六条第二項の規定により準用する法第二十三条の規定により準用する法第二十二条第四項の届出は、作業監督者の選任又は解任後遅滞なく、様式第五により行わなければならない。

（鉱山労働者代表）

**第四十四条** 法第三十一条第一項の規定により、鉱山労働者が鉱山労働者代表を選任するときは、掲示その他の手段により、当該鉱山に従事する全鉱山労働者にその旨周知するよう努めなければならない。

2 法第三十一条第一項の規定に基づき、鉱山労働者が鉱山労働者代表を届け出ようとするときは、様式第六により行うものとする。

3 前項の届出事項に変更があつた場合は、遅滞なく、当該変更事項を届け出るものとする。

（指定の申請）

**第四十四条の二** 第二十九条第一項第二十五号の指定は、当該指定を受けようと/orする者の申請により行う。

（申請書及び添付書類）

**第四十四条の三** 前条の申請は、次の各号に掲げる申請書及び添付書類を経済産業大臣に提出して行うものとする。

一 次の事項を記載した申請書

二 行おうとする記録保存業務の範囲

イ 名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ 記録保存業務（第二十九条第一項第二十五号の規定に基づき引き渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地

ハ 記録保存業務を開始しようとする年月日

二 定款及び登記事項証明書

三 申請の日を含む事業年度における財産目録及び貸借対照表

四 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び收支予算書

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 記録保存業務の実施の方法に関する計画

七 次条第一号イからハまでに掲げる事由に該当しないことを説明した書類

八 記録保存業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（指定の基準）

**第四十四条の四** 経済産業大臣は、第四十四条の二の申請を行つた者が次の各号に適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

一 次に掲げる事由に該当しないこと。

イ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第四十四条の六の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ その業務を行つる役員のうちにイに該当する者がある者

二 その記録保存業務の実施の方法に関する計画が、記録保存業務の適確な実施のために適切なものであること。

イ 前号の記録保存業務の実施の方法に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

ロ 前号の記録保存業務の実施の方法に関する計画が、記録保存業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(名称等の変更)

**第四十四条の四の二** 第二十九条第一項第二十五号の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、その名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事業所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

**（措置の要求）**  
第四十四条の五 経済産業大臣は、指定記録保存機関が第四十四条の四各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定記録保存機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。

**（指定の取消し）**

**第四十四条の六** 経済産業大臣は、指定記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十九条第一項第二十五号の指定を取り消すことができる。

- 一 第四十四条の四各号の規定に適合しなくなつたとき。
- 二 前条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 三 不正の手段により第二十九条第一項第二十五号の指定を受けたとき。
- 四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を経済産業大臣に届け出たとき。

**（指定等の公示）**

**第四十四条の七** 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示するものとする。

- 一 第二十九条第一項第二十五号の指定をしたとき。
- 二 第四十四条の四の二の規定による届出があつたとき。
- 三 前条の規定により指定を取り消したとき。

**第四十四条の八** 経済産業大臣は、記録保存業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定記録保存機関に対し、その業務の状況に關し、報告を求めることができる。

## 第七章 雜則

**（報告）**

**第四十五条** 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める重大な灾害は、次に掲げるものとする。

- 一 死者又は四週間以上の休業見込みの負傷者が生じた灾害
- 二 三日以上の休業見込みの負傷者が同時に五人以上生じた灾害

**第四十六条** 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める事項は、灾害の状況とする。

法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる灾害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

**災害、事故その他の事象**

一 第四十五条第一項各号の災害が発生したとき

二 三日以上の休業見込みの負傷者が生じた灾害（第四十五条第一項各号の災害を除く。）が発生したとき

三 火災、ガス若しくは炭じんの爆発、ガス突出、山はね、自然発火又は有害ガスの湧出による灾害が発生したとき

四 水害、風害、雪害、震災その他の自然灾害が発生したとき

五 火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての事故が発生したとき

六 パイプラインに係る灾害又は鉱害が発生したとき

七 鉱業廃棄物の埋立場に係る事故が発生したとき

八 捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場に係る事故が発生したとき

事故の発生後速やかに	内	事故の状況	事故の状況及び講じた措置の詳細						
事故の発生後速やかに	事故の発生後速やかに	事故の発生した日から三十日以内	事故の発生後速やかに	事故の発生した日から三十日以内	事故の発生後速やかに	事故の発生した日から三十日以内	事故の発生後速やかに	事故の発生した日から三十日以内	事故の発生後速やかに

	事故の発生した日から三十日以内	事故の状況及び講じた措置
九 鉱煙発生施設から第二十条第一号又は第三号の基準に適合しない鉱煙を排出したとき	排出後速やかに 排出の発生した日から三十日以内	排出の状況
九の二 水銀排出施設から大気汚染防止法第十八条の二十七の排出基準（以下この号において単に「排出基準」という。）に適合しない水銀等を排出したとき	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において單に「再測定」という。）の実施後速やかに再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
十 振発性有機化合物排出施設から第二十条の三第一号の排出基準に適合しない振発性有機化合物を大気中に排出したとき	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
十一 ダイオキシン類発生施設から第二十二条第二号の排出基準に適合しない排出ガス又は粉じん処理施設において、粉じんによる鉱害を発生したとき	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
十二 粉じん（石綿粉じんを含む。以下同じ。）を発生し若しくは飛散する施設又は粉じん処理施設において、粉じんによる鉱害を発生したとき	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
十三 第十九条第二号の排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したとき、同条第七号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透したとき、坑水若しくは廃水が浸透する土壤が同条第九号の基準に適合しない状態（以下この号において「不適合」という。）のとき又は同条第十号に規定する有害物質若しくは指定物質を含む坑水若しくは廃水の排出若しくは油の排出若しくは地下への浸透若しくは油の排出により鉱害を発生し、若しくは発生するおそれがあるとき	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
十四 海洋施設から第二十四条第四号に規定する基準に適合しない油若しくは第五号に規定する有害液体物質若しくはこれらを含有する混合物を大量に排出し、又は排出するおそれがあるとき	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
十五 毒物及び劇物等が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し、又は地下にしみ込んだ場合において、毒物及び劇物等による鉱害が発生したとき	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
十六 騒音発生施設を設置する鉱山において、騒音規制法第四条第一項又は第二項の規制基準に適合しない騒音を発生したとき	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
十七 振動発生施設を設置する鉱山において、振動規制法第四条第一項又は第二項の規制基準に適合しない振動を発生したとき	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
十八 掘削バージ、湖沼等における掘採施設又は海洋掘採施設が船舟類又は障害物と衝突したとき	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
衝突後速やかに	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
衝突の状況	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限る。）	排出の状況及び講じた措置の詳細

衝突の発生した日から三十日以内		衝突の状況及び講じた措置	
2 前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。		の詳細	
事項	項目	細	漏えいの状況及び処置の詳細
一 災害の発生及び罹災の状況	放射線障害の状況及び処置の詳細	漏えいが発生した日から十日以内	漏えいが発生した日から十日以内
二 第十条第五号及び第七号の規定による粉じんの評価の結果	放射線障害の状況及び処置の詳細	漏えいが発生した日から十日以内	漏えいが発生した日から十日以内
三 第十八条第五号の有害鉱業廃棄物に係る帳簿	放射線障害の状況及び処置の詳細	漏えいが発生した日から十日以内	漏えいが発生した日から十日以内
四 第十九条第五号に規定する汚濁負荷量に係る測定方法	放射線障害の状況及び処置の詳細	漏えいが発生した日から十日以内	漏えいが発生した日から十日以内
五 坑廢水処理施設等に係る水質汚濁防止法第五条第一項第五号（当該坑廢水処理施設等が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は同条第二項の規定に該当する場合を除く。）から第九号まで及び同条第二項第五号から第八号までの事項並びに水道水源法第十一条第一項第五号から第八号まで及び同条第二項各号の事項、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第四号から第六号までの事項、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第五号及び第六号の事項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十八第一項第五号及び第六号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の五第一項第五号及び第六号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第五号及び第六号の事項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第五号及び第六号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項第四号及び第五号の事項、ダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第五号及び第六号の事項並びに千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「議定書」という。）に基づく担保措置としての燃料油の品質に関する事項について、変更しようとするとき	毎月末	評価を行つた日から一月以内	評価を行つた日から一月以内
五の二 坑廢水処理施設等に係る水質汚濁防止法第五条第一項第一号及び第二号、同条第二項第一号及び第二号の事項、水道水源法第十一条第一項第一号及び第二号の事項、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第一号及び第二号の事項、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第一号及び第二号の事項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十八第一項第一号及び第二号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の五第一項第一号及び第六号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第一号及び第二号の事項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第一号及び第二号の事項並びにダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第一号及び第二号の事項について、変更があつたとき	当該変更を行つた日から三十日以内	当該変更を行つた日から三十日まで	当該変更を行つた日から三十日以内
	変更事項	変更事項	変更事項

五の三 坑廃水処理施設等、有害物質貯蔵指定施設、鉱煙発生施設、水銀排出施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設、石綿粉じん発生施設、騒音発生施設、振動発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置された鉱山等に係る鉱業権を承継したとき	承継があつた日から三十日以内	鉱業権を承継した事実
六 坑廃水処理施設等及び有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第六条、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第七条第一項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十九第一項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の六第一項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の二第一項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の七第一項、騒音発生施設に係る騒音規制法第七条第一項、振動発生施設に係る振動規制法第七条第一項並びにダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十三条第一項の規定の適用を受けるとき	当該規定の適用を受ける日から三十日以内	当該規定に定められる届出事項
七 坑廃水処理施設等に係る水道水源法第十二条の規定の適用を受けるとき	当該規定の適用を受ける日から六十日以内	当該規定に定められる届出事項
八 石油鉱山の坑井又は石油坑を廃止する場合において、廃止後における湧水、ガス噴出等による鉱害を防止するため、その坑井又は石油坑について密閉その他措置を講じたとき	措置後速やかに	措置の内容
九 第二十八条に基づき、第三条から第二十七条まで（第二十三条を除く。）の規定を適用しなかつたとき	適用をしなかつた後速やかに	適用をしなかつた措置とその理由
十 第三十一条第二項ただし書に基づき、やむを得ない一時的な工事をしたとき	工事開始後速やかに	工事の内容とその理由
十一 核原料物質鉱山における放射線障害の防止の記録	六月ごとに	様式第十二による
3 鉱業権者は、第一項の表の第二十一号から第二十四号までに掲げる事項に係る報告の記録を十年間保存すること。 (保安図)		
第四十七条 鉱業権者は、法第四十二条の規定に基づき作成した保安図の複本を、毎年六月末日現在のものを毎年八月末日までに提出するものとする。ただし、既に提出した保安図の複本から変更がないときは、その旨を産業保安監督部長に申し出て、その提出を行わないことができる。		
2 法第四十二条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。		
一 施設の配置が適切に表示される縮尺とすること。		
二 記号は、日本産業規格M〇一〇一鉱山記号で定める記号とし、同規格に該当する記号がない場合にあっては、簡潔かつ平易に事項を表示することができる記号とする。		
三 石炭鉱山及び金属鉱山等の露天掘採場並びに金属鉱山等の坑内においては、平面図のほか、さい面図を作成すること。		
四 石炭坑においては、必要があるときは、平面図のほか、さい面図を作成すること。		
一 施設の配置が適切に表示される縮尺とすること。		
二 記号は、日本産業規格M〇一〇一鉱山記号で定める記号とし、同規格に該当する記号がない場合にあっては、簡潔かつ平易に事項を表示することができる記号とする。		
三 石炭鉱山及び金属鉱山等の露天掘採場並びに金属鉱山等の坑内においては、平面図のほか、さい面図を作成すること。		
四 石炭坑においては、必要があるときは、平面図のほか、さい面図を作成すること。		
五 石炭坑においては、坑口、通気坑道、人道、運搬坑道その他の坑道、立坑、採炭作業場、掘進箇所、必要な掘採跡、必要な旧坑、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、扇風機の位置及び種類、通気方向、通気量（各分流のものを含む。）、気温、湿度、ガス含有率、通気戸、風橋、ガス誘導施設、散水施設、爆発伝播防止施設、排水ポンプ、巻揚機、自然発火箇所その他保安上必要な事項を記載すること。		
六 金属鉱山等の坑内においては、坑口、坑道、立坑、掘採作業場、掘進箇所、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、通気設備、排水設備、消防設備その他保安上必要な事項を記載すること。		
七 石油鉱山においては、坑井、ポンピングパワー、特定施設、受電設備、火薬類その他の危険物の貯蔵所、扇風機の位置及び種類、通気方向、通気量（各分流のものを含む。）、通気圧、通気戸、風橋、湿度、温度、ガス含有率その他保安上必要な事項を記載すること。		
八 石油坑においては、坑口、坑道、掘進箇所、掘採跡及び旧坑の位置並びに扇風機の位置及び種類、通気方向、通気量（各分流のものを含む。）、通気圧、通気戸、風橋、湿度、温度、ガス含有率その他保安上必要な事項を記載すること。		
九 海底下等を掘採する鉱山においては、海底下等から掘採箇所までの深度、地層の状況、断層の状況等その他保安上必要な事項を記載すること。		
十 石炭鉱山等の坑外においては、露天掘採場、選炭場、捨石又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、火薬庫、火薬類取扱所、油脂類その他の危険物の貯蔵所、消防設備その他保安上必要な事項を記載すること。		
十一 金属鉱山等の地下施設においては、第三号及び第六号に準じて記載すること。		
十二 金属鉱山等の坑外においては、露天掘採場、製錬場、選鉱場、捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、火薬庫、火薬類取扱所、油脂類その他の危険物の貯蔵所、消防設備その他保安上必要な事項を記載すること。		
十三 核原料物質鉱山においては、管理区域及び周辺監視区域の範囲を記載すること。		
十四 金属鉱山等においては、鉱山の周辺にある鉱業法第六十四条に規定する公共の用に供する施設及び建物を記載すること。		
十五 前各号に掲げるもののほか、産業保安監督部長が保安上必要があると認めて指示した事項を記載すること。		
3 第一項の規定にかかるわらず、災害その他やむを得ない事由により第一項の期間内に同項の保安図の複本の提出が困難である場合には、鉱業権者は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に同項の保安図の複本を産業保安監督部長に提出しなければならない。		

(緊急土地使用)

**第四十八条** 法第四十四条第一項の規定に基づき、鉱業権者が他人の土地に立ち入り、又は一時これを使用するために産業保安監督部長の許可を受けようとするときは、当該土地の所在地、土地の占有者の氏名及び立入り又は使用の目的を記載した文書を産業保安監督部長に提出するものとする。

(立入検査証)

**第四十九条** 法第四十七条第三項の規定に基づき、鉱務監督官その他の職員が立入検査等を行う際に携帯する証票は、様式第十三によるものとする。

(鉱務監督官証)

**第五十条** 鉱務監督官が法第四十八条の権限又は第四十九条の規定に基づく職務を行う際に携帯する証票は、様式第十四によるものとする。

(鉱業代理人の保安に関する代理権限)

**第五十一条** 鉱業権者は、鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）第三十一条第一項（同規則第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により選任した鉱業代理人に、法及びこれに基づく経済産業省令によって鉱業権者が行うべき手続その他の行為を、その範囲内において、委任することができる。

(届出の経由)

**第五十二条** 鉱業権者及び鉱山労働者が法又はこの省令に基づき、産業保安監督部長に對し届出又は報告をしようとするとき（第四十条第二項の産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に届出するときを含む。）は、鉱山の所在地を管轄する産業保安監督部の支部長又は産業保安監督署長（石炭鉱山に係るものに限る。）を経由して行うことができる。

(電磁的方法による保存)

**第五十三条** この省令に規定する検査の結果その他の記録は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人間の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により作成し、保存することができる。

**3** 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにならなければならない。

附 則

**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項第三十九号並びに第二十四条第二号及び第三号の規定は、議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
(関係省令の廃止)

**第二条** 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 鉱業代理人の保安に関する代理権限等に関する省令（昭和二十四年通商産業省令第三十二号）
- 二 鉱山坑内用品検定規則（昭和二十四年通商産業省令第三十六号）
- 三 保安技術職員國家試験規則（昭和二十五年通商産業省令第七十一号）
- 四 鉱山施設性能検査等手数料規則（昭和二十六年通商産業省令第七十七号）
- 五 鉱山保安法第九条の二第一項の物件を定める省令（昭和三十三年通商産業省令第百三十三号）
- 六 鉱山における鉱害の防止のための規制基準を定める省令（昭和四十六年通商産業省令第六十三号）
- 七 鉱業廃棄物の処理等に関する基準を定める省令（昭和五十二年通商産業省令第三十九号）
- 八 鉱山保安規則（平成六年通商産業省令第十三号）
- 九 鉱山保安法第二条第二項ただし書の附属施設の範囲を定める省令（平成十二年通商産業省令第四百七号）

(鉱業権者が講ずべき措置に係る経過措置)

**第三条** この省令の施行前に附則第二条の規定による廃止前の鉱山保安規則（以下「旧鉱山保安規則」という。）第八百七十八条の規定に基づき鉱山保安監督部長が行つた許可のうち、次の表の上欄に掲げる規定に係るものについては、この省令及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）（以下「技術基準省令」という。）の規定にかかるわらず、それぞれこの省令の施行の日から起算して同表の下欄に掲げる期間を経過する日までの間は、なお従前の例による。

条項の規定	期間
一 旧鉱山保安規則第五百四十六条第五項	一年間
二 旧鉱山保安規則第八百十二条第二項	三年間

**2** この省令の施行前に鉱山保安監督部長が行つた次に掲げる事項については、技術基準省令の規定にかかるわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

一 坑内又は地下施設において使用する車両系鉱山機械（内燃機関を原動機として使用しないものを除く。）の機関部及び吸排気系統に対して作動する、運転者席から容易に操作でき、かつ、損傷を受けるおそれのない位置への消火装置の設置に係る許可

二 坑内又は地下施設において使用する自動車の機関部及び吸排気系統に対して作動する、運転者席から容易に操作でき、かつ、損傷を受けるおそれのない位置への消火装置の設置に係る許可  
(保安教育に係る経過措置)

**第四条** 附則第二条の規定による廃止前の保安技術職員國家試験規則（以下「旧試験規則」という。）第四条及び第五条の国家試験の種類のうち、次の表の中欄に掲げる試験に合格した者又は旧鉱山保安規則第五十六条第三項に規定する有資格者のうち、同表の下欄に掲げる作業に従事した者は、同表上欄に掲げる作業に係る法第十条第二項の教育を施したものとする。

<p><b>教育を受けるべき作業</b></p> <p><b>一 石油鉱山（石油坑によるものを除く。）における火薬類を使用する作業</b></p> <p><b>二 石炭坑（石炭の探鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものを除く。）における発破に関する作業</b></p> <p><b>三 前二号のほか、鉱山における発破に関する作業</b></p>	<p><b>(保安管理者に係る経過措置)</b></p> <p><b>第五条</b> この省令の施行の際に鉱業を営んでいる常時五十人未満の鉱山労働者を使用する鉱業権者についての法第二十二条第三項の保安管理者及び同項ただし書の保安統括者が備えなければならない要件は、第四十一条第一項の規定にかかるらず、平成二十年三月三十一日までは、産業保安監督部長が保安の確保上支障がないと認めた者とすることができます。</p> <p><b>第六条</b> 第四十三条の規定にかかるらず、次の表の上欄に掲げる作業の区分ごとに同表下欄に掲げる旧試験規則第四条及び第五条の国家試験の種類に応じ合格した者は、法第二十六条第一項の作業監督者の資格を有する者とみなす。</p>	<p><b>作業の区分</b></p> <p><b>一 火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破（石油鉱山（石油坑によるものを除く。）においては、火薬類の使用）に関する作業</b></p> <p><b>二 ポイラー（小型ボイラを除く。）又は蒸気圧力容器に関する作業</b></p> <p><b>三 一日に容積百立方メートル以上の高圧ガス（内燃機関の始動、タイヤの空気の充てん又は削岩の用に供する圧縮装置における圧縮空気を除く。）を製造するための設備（冷凍設備及び昇圧供給装置を除く。）に関する作業</b></p> <p><b>四 冷凍設備（冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン未満（フルオロカーボン（不活性のものに限る。）にあっては五十トン未満）のものの、冷凍保安規則第三十六条第二項に掲げる施設（同項第一号の製造施設にあっては、アンモニアを冷媒ガスとするものに限る。）であつて、その製造設備の一日の冷凍能力が五十トン未満のものを除く。）に関する作業</b></p> <p><b>五 昇圧供給装置に関する作業（天然ガス自動車への天然ガスの充てん作業を除く。）</b></p> <p><b>六 電気工作物の工事、維持及び運用に関する作業</b></p>	<p><b>国家試験の種類</b></p> <p><b>一 火薬類を存置（火薬類の受渡場所又は発破場所における一時存置する場合を除く。）する作業以外の作業については、上級保安技術職員試験（石炭坑（石炭の探鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものを除く。以下この表において同じ。）においては甲種上級保安技術職員試験及び石油鉱山においては丙種上級保安技術職員試験に限る。）、坑外保安係員試験（石油鉱山を除く。）、坑内保安係員試験（石油鉱山を除き、石炭坑においては甲種坑内保安係員試験に限る。）、鉱場保安係員試験（石油鉱山に限る。）又は発破係員試験（石油鉱山を除き、石炭坑においては甲種発破係員試験に限る。）</b></p> <p><b>二 火薬類を取り扱う作業（発破に関する作業を除く。）については、火薬係員試験</b></p> <p><b>一 最高使用圧力○・四メガパスカル以上のポイラー又は蒸気圧力容器に係る作業については、汽缶係員試験</b></p> <p><b>二 最高使用圧力○・一メガパスカル以上○・四メガパスカル未満のポイラー又は蒸気圧力容器に係る作業については、上級保安技術職員試験、汽缶係員試験又は機械保安係員試験</b></p> <p><b>上級保安技術職員試験又は機械保安係員試験</b></p> <p><b>上級保安技術職員試験又は機械保安係員試験</b></p> <p><b>上級保安技術職員試験又は機械保安係員試験</b></p>	<p><b>試験</b></p> <p><b>イ 丙種上級保安技術職員試験</b></p> <p><b>ロ 鉱場保安係員試験</b></p> <p><b>イ 甲種上級保安技術職員試験</b></p> <p><b>ロ 甲種発破係員試験</b></p> <p><b>ハ 甲種坑内保安係員試験</b></p> <p><b>イ 甲種、乙種又は丁種上級保安技術職員試験</b></p> <p><b>甲種又は乙種発破係員試験</b></p> <p><b>ハ 甲種又は丁種坑外保安係員試験</b></p> <p><b>甲種、乙種又は丁種坑内保安係員試験</b></p> <p><b>イ 甲種坑内保安係員試験</b></p> <p><b>金屬鉱山等における発破に関する作業</b></p>	<p><b>従事した作業</b></p> <p><b>石油鉱山におけるガンパーによる作業又はシューニングの作業</b></p>
<p><b>上級保安技術職員試験又は機械保安係員試験</b></p>	<p><b>一 石炭坑に設置する電圧十ボルト以上七千ボルト以下の電気工作物であつて、最大電力五百キロワット未満のもの又は低圧電気工作物に係る作業については、甲種上級保安技術職員試験又は甲種電気保安係員試験</b></p> <p><b>二 石油鉱山に設置する全出力百キロワット以上であつて、最大電力五百キロワット（海洋掘採施設においては千キロワット）未満の高圧電気工作物又は全出力百キロワット以上の低圧電気工作物に係る作業については、丙種上級保安技術職員試験又は</b></p>				

三 石油鉱山（石油坑を除く。）に設置する全出力百キロワット未満の事業用電気工作物（電圧七千ボルト以下のものに限る。）及び石油坑に設置する全出力百キロワット未満の電気工作物（電圧七千ボルト以下のものに限る。）に係る作業については、丙種上級保安技術職員試験又は電気保安係員試験
四 石炭坑及び石油鉱山以外の鉱山に設置される全出力百キロワット以上の事業用電気工作物（高圧電気工作物に限る。）であつて、最大電力五百キロワット未満のものに係る作業については、上級保安技術職員試験又は電気保安係員試験
五 石炭坑及び石油鉱山以外の鉱山に設置される全出力百キロワット未満の事業用電気工作物（電圧七千ボルト以下のものに限る。）並びに全出力百キロワット以上の事業用電気工作物（電圧七千ボルト以下のものに限る。）に係る作業については、上級保安技術職員試験又は電気保安係員試験
七 ガス集合溶接装置に関する作業
八 石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備に関する作業
九 鉱煙発生施設の鉱害防止に関する作業
十 坑廃水処理施設の鉱害防止に関する作業
十一 騒音発生施設（公害防止組織法施行令第四条に掲げる施設（騒音指定地域内にあるものに限る。）に係る。）の鉱害防止に関する作業
十二 振動発生施設（公害防止組織法施行令第五条の二に掲げる施設（振動指定地域内にあるものに限る。）に係る。）の鉱害防止に関する作業
十三 ダイオキシン類発生施設（公害防止組織法施行令第五条の三第一項に掲げる施設に限る。）の鉱害防止に関する作業
十四 粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業
十五 石綿粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業
十六 鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に関する作業
十七 有害鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に関する作業
（保安図の複本の提出に係る経過措置）
第七条 この省令の施行の際現に鉱業を営んでいる鉱業権者であつて、この省令の施行の日前六月以内に旧鉱山保安規則第九十四条の規定により保安図の複本を鉱山保安監督部長に届け出たものについては、平成十八年三月三十一日までは、第四十七条第一項の規定は、適用しない。
2 この省令の施行の際現に鉱業を営んでいる鉱業権者についての法第二十六条第一項の作業監督者が備えなければならない要件は、第四十三条の規定にかかわらず、平成二十年三月三十一日まで（保安図の複本の提出に係る経過措置）
（保安図の複本の提出に係る経過措置）
（施行期日）
第一条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行の日において現に設置されているこの省令による改正後の鉱山保安法施行規則（以下「新施行規則」という。）別表第二の三十四の項の上欄に掲げる施設 設置の工事が着手されているものを含む。）については、新施行規則第二十条の二第二号の規定は、この省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までは適用しない。
2 この省令の施行の日において現に設置されている新施行規則別表第二の三十四の項の上欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）については、新施行規則第二十条の二第一号の規定は、平成二十二年四月一日から当分の間、容量が二、〇〇〇キロワット以上のものについて適用する。
附 則（平成一七年三月三一日経済産業省令第二一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、大気汚染防止法の一項を改正する法律の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。
附 則（平成一七年五月三一日経済産業省令第六二号）
（施行期日）
第一条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行の日において現に設置されているこの省令による改正後の鉱山保安法施行規則（以下「新施行規則」という。）別表第二の三十四の項の上欄に掲げる施設 設置の工事が着手されているものを含む。）については、新施行規則第二十条の二第二号の規定は、この省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までは適用しない。
2 この省令の施行の日において現に設置されている新施行規則別表第二の三十四の項の上欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）については、新施行規則第二十条の二第一号の規定は、平成二十二年四月一日から当分の間、容量が二、〇〇〇キロワット以上のものについて適用する。

3 この省令の施行の日において現に設置されている新施行規則別表第二の三十四の項の上欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）については、この省令による改正後の鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（以下「新技術基準省令」という。）第五条第四号の規定は、この省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までは適用しない。

4 この省令の施行の日において現に設置されている新施行規則別表第二の三十四の項の上欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）については、新技術基準省令第五条第四号の規定は、平成二十二年四月一日から当分の間、容量が二、〇〇〇キロリットル以上のものについて適用する。

#### 附 則（平成一八年九月二九日経済産業省令第九一号）

（施行期日） この省令は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

（経過措置） この省令は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則附則第三条及び第四条第一項に規定する特定特殊自動車については、この省令による改正後の鉱山保安法施行規則第二十条の三第一号の規定は、適用しない。

#### 第二条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則附則第三条及び第四条第一項に規定する特定特殊自動車についての省令による改正後の鉱山保安法施行規則第二十五条の規定は、適用しない。

#### 附 則（平成一九年三月三〇日経済産業省令第二九号）

（施行期日） この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成一〇年三月二一日経済産業省令第一五号）

（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成二一年三月三一日経済産業省令第一九号）

（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の鉱山保安法施行規則第二十九条第一項第二十五号の規定に基づき定められている者は、平成二十一年九月三十日又はこの省令による改正後の鉱山保安法施行規則（以下「新規則」という。）第二十九条第一項第二十五号の規定に基づき指定を受けているものとみなす。

#### 附 則（平成二二年三月二五日経済産業省令第一三号）

（施行期日） この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二二年六月二二日経済産業省令第三四号）

抄

第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

#### 附 則（平成二三年三月三一日経済産業省令第一三号）

（施行期日） この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二四年一月一二日経済産業省令第一号）

（施行期日） この省令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年一月二十一日）から施行する。

#### 附 則（平成二四年五月三一日経済産業省令第四三号）

抄

第一条 この省令は平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に鉱山保安法施行規則第一条第二項第六号に規定する鉱山等に設置している水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第二百三十八号）第一条第八項に規定する有害物質使用特定施設（同法第五条第二項に該当する場合を除き、設置の工事をしている場合を含む。）及び同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（設置の工事をしている場合を含む。）については、この省令の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、この省令による改正後の鉱山保安法施行規則第十九条第八号及びこの省令による改正後の鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第五条第十四号の規定は、適用しない。

#### 附 則（平成一四年九月一四日経済産業省令第六八号）

（施行期日） この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

#### 附 則（平成一五年五月二一日経済産業省令第一八号）

（施行期日） この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行の日（平成二十五年六月一日）から施行する。

#### 附 則（平成一六年六月二四日経済産業省令第三三号）

（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成一八年八月一日経済産業省令第八六号）

（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成二九年七月五日経済産業省令第五〇号）

抄

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成三十〇年三月三〇日経済産業省令第九号)  
 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成三十〇年六月一五日経済産業省令第三四号)  
 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則** (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)  
 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則** (令和元年八月一日経済産業省令第三一号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年四月一〇日経済産業省令第三七号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年六月二六日経済産業省令第六〇号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年一一月二八日経済産業省令第九一号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和三年三月一日経済産業省令第七号)  
 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

**附 則** (令和三年三月一〇日経済産業省令第一一号)  
 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

**附 則** (令和三年四月八日経済産業省令第四〇号)  
 この省令は、令和三年五月一日から施行する。

**附 則** (令和四年一一月一四日経済産業省令第九六号)  
 この省令は、令和四年一二月一四日経済産業省令第九六号）抄

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
**（経過措置）**  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (令和三年三月一日経済産業省令第七号)  
 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

**附 則** (令和三年三月一〇日経済産業省令第一一号)  
 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

**附 則** (令和三年四月八日経済産業省令第四〇号)  
 この省令は、令和三年五月一日から施行する。

**附 則** (令和四年一一月一四日経済産業省令第九六号)  
 この省令は、令和四年一二月一四日経済産業省令第九六号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。  
**附 則** (令和五年三月二八日経済産業省令第一一号)  
 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

**（経過措置）**  
**第四条** この省令の施行前にされたこの省令による改正前の鉱山保安法施行規則第二条に規定するそう鉛鉱、アンチモニ鉱又はクロム鉄鉱に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後の鉱山保安法施行規則第二条に規定するビスマスマ鉱、アンチモン鉱又はクロム鉄鉱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。  
**附 則** (令和五年五月一五日経済産業省令第一七号)  
 この省令は、令和五年十月一日から施行する。

**附 則** (令和六年六月二八日経済産業省令第四〇号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

**別表第一（第一条第二項第三十四号、第十八条第七号、第八号、第十号及び第十二号関係）**

水銀又はその化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと
	アルキル水銀化合物につき検出されないこと

二	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇九ミリグラム以下
三	鉛又はその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・三ミリグラム以下
四	六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム以下
五	砒素又はその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・三ミリグラム以下
六	シアノ化合物	検液一リットルにつきシアノ一ミリグラム以下
七	セレン又はその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・三ミリグラム以下
八	ポリ塩化ビフェニル	検液一リットルにつきポリ塩化ビフェニル〇・〇〇三ミリグラム以下
九	ダイオキシン類	試料一グラムにつきダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法第二条第一項に規定するものをいう)三ナノグラム以下
<b>備考</b>		1 この表の一の項から八の項までの下欄に掲げる基準は、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第五号)第四条に規定する方法により、鉱業廃棄物に含まれる各項の中欄に掲げる物質を溶出させた場合におけるそれぞれ下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。 2 この表の九の項の下欄に掲げる基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の二第十五項に規定する方法により、検定した場合における検出値によるものとする。 3 「検出されないこと」とは、備考1の方法により、検定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
<b>別表第二(第三十一条関係)</b>		特定施設の種類
ホニ(6)	受電電圧が一万ボルト(石炭坑(石炭の探鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものを除く。以下この表において同じ。)にあっては、電圧十ボルト)以上上の需要設備(電気を使用するために、その使用の場所と同一の鉱山(鉱山内の発電所、蓄電所又は変電所の構内を除く。)に設置する電気工作物の総合体をいう。)	変更の工事の届出が必要となる事項 当該施設に関する事項
(1)	一 遮断器 イ 他の者が設置する電気工作物と電気的に接続するための遮断器(受電電圧一万ボルト以上の需要設備に属するものに限る)であつて、電圧一万ボルト以上のものの設置 ロ 他の者が設置する電気工作物と電気的に接続するための遮断器(受電電圧一万ボルト以上の需要設備に属するものに限る)であつて、電圧一万ボルト以上のものの改造のうち、二十パーセント以上の遮断電流の変更を伴うもの	他の者が設置する電気工作物と電気的に接続するための遮断器(受電電圧一万ボルト以上の需要設備に属するものに限る)であつて、電圧一万ボルト以上のものの取替え
(2)	イ 他の機器以外の機器(計器用変成器を除く。) ロ 電圧一万ボルト以上の機器であつて、容量一万キロボルトアンペア以上又は出力一万キロワット以上のものの設置 ハ 電圧一万ボルト以上の機器であつて、容量一万キロボルトアンペア以上又は出力一万キロワット以上のものの改造のうち、二十パーセント以上の電圧の変更又は二十パーセント以上の容量若しくは出力の変更を伴うもの	他の機器以外の機器(計器用変成器を除く。) ロ 電圧一万ボルト以上の機器であつて、容量一万キロボルトアンペア以上又は出力一万キロワット以上のものの改造のうち、二十パーセント以上の電圧の変更又は二十パーセント以上の容量若しくは出力の変更を伴うもの
(3)	ハ 電圧一万ボルト以上の機器であつて、容量一万キロボルトアンペア以上又は出力一万キロワット以上のもの の取替え イ 電線の取替え	電圧一万ボルト以上の機器であつて、容量一万キロボルトアンペア以上又は出力一万キロワット以上のもの の取替え
(4)	ハ 電圧一万ボルト以上の電線路の設置 イ 電圧一万ボルト以上の電線路の延長	電圧一万ボルト以上の電線路の設置 イ 電圧一万ボルト以上の電線路の延長
(5)	ハ 電圧十万ボルト以上の電線路の改造 イ 電圧十万ボルト以上の電線路の改造であつて、次に掲げるものの (1) 電圧の変更(昇圧の場合に限る)を伴うもの (2) 電気方式又は回線数の変更を伴うもの (3) 電線の種類又は一回線当たりの条数の変更を伴うもの (4) 二十パーセント以上の電線の太さの変更を伴うもの (5) 支持物に係るもの	電圧十万ボルト以上の電線路の改造 イ 電圧十万ボルト以上の電線路の改造であつて、次に掲げるものの (1) 電圧の変更(昇圧の場合に限る)を伴うもの (2) 電気方式又は回線数の変更を伴うもの (3) 電線の種類又は一回線当たりの条数の変更を伴うもの (4) 二十パーセント以上の電線の太さの変更を伴うもの (5) 支持物に係るもの
(6)	ハ 地中電線路の布設方式の変更を伴うもの イ 電圧十万ボルト未満の電線路の電圧を十万ボルト以上とする改造 ロ 電圧十万ボルト以上の電線路の左右五十メートル以上の位置変更	地中電線路の布設方式の変更を伴うもの イ 電圧十万ボルト未満の電線路の電圧を十万ボルト以上とする改造 ロ 電圧十万ボルト以上の電線路の左右五十メートル以上の位置変更



六 石油鉱山における海洋掘採施設（第三号、前号、第九号及び第三十二号の施設を除く。）	<p>五 石油鉱山における掘削施設（全出力五百キロワット未満の原動機を使用する掘削装置並びに第三号、第九号及び第三十二号の施設を除く。）</p> <p>索条の種類、構造又は直径 支柱及び索条支持装置の種類又は構造 索条の最大運転速度 索条の最大傾斜 信号装置等</p>
イ三ロイ二一 1 6 5 4 3 2 ハロイ七二一へホニハロイ六一	<p>一 当該施設に関する事項</p> <p>構造又は主要寸法 掘削バージのハル又はジャッキアップ型掘削バージの脚の使用鋼材の種類、規格又は溶接の方法 掘削バージの浮上時の安定度又は満載喫水 掘削バージの内燃機関の種類、型式、構造（ディーゼル機関に限る。）、定格キロワット数（発電用のもの以外のものについては、二十パーセント以上（ディーゼル機関については十パーセント以上）の変更に限る。）、回転数又は個数</p> <p>掘削バージにおける電気設備 発電機、周波数変換機、回転変流機又は整流機の種類、直流と交流との区分、直流にあっては定格キロワット数、交流にあってはキロボルトアンペア数、電圧、相、周波数又は個数 励磁法の種類、直流と交流との別、定格キロワット数、電圧、相、周波数、回転数、励磁法又は常用のものと予備のものとの別ごとの個数</p> <p>掘削装置の構造 卷揚用ロープの規格 噴出防止装置の種類、構造、最高使用圧力又は個数 やぐらの高さ又は材質 循環泥水タンク又は泥水貯蔵タンクの容量又は設置箇所 泥水処理施設（泥だめを含む。）</p> <p>構造又は最大能力 泥水処理施設又はそれに関連する主要機械若しくは主要装置の位置 クレーン（固定式のものに限る。）</p> <p>原動機の種類又は定格キロワット数 ブームの構造又は主要寸法 ブレーキ又は安全装置の構造 坑廃水処理施設の構造 鉱煙発生施設の構造 水銀排出施設の構造 ダイオキシン類発生施設の構造 オゾン層破壊物質を含む装置、設備又は材料（議定書に基づく担保措置に関する事項に限る。）</p> <p>当該施設に関する事項 搭載施設（三から五までに掲げるものに限る。）の設置箇所 プラットホーム 構造、材料又は主要寸法 最大総荷重 採油装置 採油装置の構造</p>

	<p>七 石油鉱山における最高使用圧力一メガパスカル以上のパイプライン（坑井と分離槽との間に設置し、又は圧入のために設置するものであつて、導管の延長が一キロメートル未満のものを除く。）又は海洋に設置するパイプライン</p>	
<p>八 容量五十キロリットル以上の石油貯蔵タンク（第二十九号の施設を除く。）又は内容積五百立方メートル以上のガスホールダー（第五号又は第六号の施設の一部をなすもの及び高压ガス用のものを除く。）</p> <p>九 高压ガスを製造する施設（金属鉱山等及び石油鉱山においては、一日に製造する高压ガスの容積が三十立方メートル以上の中（冷凍のため高压ガスを製造する施設及び第十一号の施設の一部をなすもの除去。）に限る。）又は冷凍のため高压ガスを製造する施設で、一日の冷凍能力が三トン（フルオロカーボンを使用するものにあっては二十トン）以上のもの（第十一号の施設の一部をなすものを除く。）</p> <p>十 容積三百立方メートル以上の高压ガスを貯蔵する高压ガス貯蔵所</p> <p>十一 石油鉱山における高压ガス処理プラント</p>	<p>七 石油鉱山における最高使用圧力一メガパスカル以上のパイプライン（坑井と分離槽との間に設置し、又は圧入のために設置するものであつて、導管の延長が一キロメートル未満のものを除く。）又は海洋に設置するパイプライン</p> <p>八 容量五十キロリットル以上の石油貯蔵タンク（第二十九号の施設を除く。）又は内容積五百立方メートル以上のガスホールダー（第五号又は第六号の施設の一部をなすもの及び高压ガス用のものを除く。）</p> <p>九 高压ガスを製造する施設（金属鉱山等及び石油鉱山においては、一日に製造する高压ガスの容積が三十立方メートル以上の中（冷凍のため高压ガスを製造する施設及び第十一号の施設の一部をなすもの除去。）に限る。）又は冷凍のため高压ガスを製造する施設で、一日の冷凍能力が三トン（フルオロカーボンを使用するものにあっては二十トン）以上のもの（第十一号の施設の一部をなすものを除く。）</p> <p>十 容積三百立方メートル以上の高压ガスを貯蔵する高压ガス貯蔵所</p> <p>十一 石油鉱山における高压ガス処理プラント</p>	
		<p>四ハ ハロイードレート防止設備の種類又は定格キロワット数</p> <p>五 ハロイードの構造又は主要寸法</p> <p>六 ブレーキ又は安全装置の構造</p> <p>七 坑廻水処理施設の構造</p> <p>八 鉛煙発生施設の構造</p> <p>九 水銀排出施設の構造</p> <p>十 ダイオキシン類発生施設の構造</p> <p>十一 オゾン層破壊物質を含む装置、設備又は材料（議定書に基づく担保措置に関する事項に限る。）</p> <p>十二 当該施設に関する事項</p> <p>十三 設置箇所</p> <p>十四 最大送圧力（メガパスカル）</p> <p>十五 緊急遮断装置の種類、構造又は設置箇所</p> <p>十六 バイオラインの設置方法</p> <p>十七 海洋に設置するパイプラインにあっては、圧力検知装置又は逆流防止装置の種類、構造又は設置箇所</p> <p>十八 一 設置箇所</p> <p>十九 二 構造又は容量若しくは内容積</p> <p>二十 三 導管の規格</p> <p>二十一 四 当該施設に関する事項</p> <p>二十二 五 設置箇所</p> <p>二十三 二 製造する高压ガスの種類</p> <p>二十四 三 一日に圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（冷凍のための施設にあっては、一日の冷凍能力）</p> <p>二十五 四 高压ガス設備の個数、能力又は配置</p> <p>二十六 五 高压ガス設備を設置する室又は充てん容器を収納する室の構造</p> <p>二十七 六 安全弁の種類又は構造（石油鉱山に係るものに限る。）</p> <p>二十八 七 当該施設に関する事項</p> <p>二十九 一 設置箇所</p> <p>三十 二 構造</p> <p>三十一 三 貯蔵する高压ガスの種類又は最大貯蔵量</p> <p>三十二 四 当該施設に関する事項</p> <p>三十三 五 脱炭酸ガス施設に係る事項</p> <p>三十四 六 一日に処理することができるガスの容積</p> <p>三十五 七 高压ガス設備の個数、能力又は配置</p> <p>三十六 八 高压ガス設備を設置する室の構造</p> <p>三十七 九 一日に製造する高压ガスの容積が百立方メートル（製造する高压ガスが特定ガスの場合、三百立方メートル以上）の施設（冷凍のため高压ガスを製造する施設を除く。）又は冷凍のため高压ガスを製造する施設であつて、一日の冷凍能力が二十トン（フルオロカーボンを使用するものにあっては五十トン）以上のものに係る事項</p>



二十二	鉱業廃棄物の坑内埋立場	埋立場の構造
二十三	原動機を使用する選炭場	場外水又は場内水の排除施設の位置又は構造
二十四	原動機を使用する選炭場（碎鉱施設を含む。）	坑廃水処理施設の構造 粉じん発生施設の構造
二十五	か焼場又は乾燥場	当該施設に関する事項 埋立量（二十パーセント以上の変更に限る。） 建設物の構造
二十六	製錬場	粉じん発生施設の構造 坑廃水処理施設の構造 粉じん発生施設の構造 水銀排出施設の構造 ダイオキシン類発生施設の構造 石綿粉じん発生施設の構造
二十七	第十六号又は第二十三号から第一十六号に掲げる施設に附属する捨石（金属鉱山等に限る。）、鉱さい（金属鉱山等及び附属施設に限る。）又は沈殿物の集積場（のり尻から集積面までの高さの最大値が三メートル未満のものを除く。）	坑廃水処理施設の構造 鉱煙発生施設の構造 水銀排出施設の構造 粉じん発生施設の構造 水銀排出施設の構造 石綿粉じん発生施設の構造 ダイオキシン類発生施設の構造 坑廃水処理施設等の構造 鉱煙発生施設の構造 水銀排出施設の構造 粉じん発生施設の構造 水銀排出施設の構造 粉じん発生施設の構造 当該施設に関する事項 集積場の面積、高さの最大値又は集積量 集積物の種類又は集積方法 かん止堤の構造 当該施設に関する事項
二十八	捨石集積場（前号に掲げるものを除き、石炭鉱山においては、のり尻から集積面までの高さの最大値が十五メートル以上のもの、金属鉱山等においては、地盤面からその直上の集積面までの鉛直高さの最大値が十メートル以上（特別措置法第二条第三項に規定する特定施設に該当するものに限り、のり尻から集積面までの高さの最大値が三メートル以上）のものに限る。）	場外水又は場内水の排除施設の位置、構造又は最大排水能力 非常排水路の位置、構造又は最大排水能力（金属鉱山等に限る。） 流木、土石等による埋そくの防止施設の構造、個数又は設置箇所（金属鉱山等に限る。） 坑廃水処理施設の構造 粉じん発生施設の構造 石綿粉じん発生施設の構造 当該施設に関する事項 集積方法 場外水又は場内水の排除施設の位置、構造又は最大排水能力 集積終了時の高さ、集積量、面積又は形状（石炭鉱山に限る。） 集積場の面積、鉛直高さの最大値又は集積量（金属鉱山等に限る。） かん止施設の種類又は構造 集積場の斜面の傾斜角又は斜面の崩壊防止方法（金属鉱山等に限る。） 流木、土石等による埋そくの防止施設の構造、個数又は設置箇所（金属鉱山等に限る。） 坑廃水処理施設の構造 粉じん発生施設の構造
三一	一	三二
三二	二	三三
三四	三	三四
五六	四	五四
七六	五	四五
三二七	六	一

二十九 坑内における燃料油貯蔵所又は燃料給油所	4 石綿粉じん発生施設の構造
	燃料油貯蔵所に関する事項 燃料の種類 最大貯存量 貯蔵所の構造 燃料給油所に関する事項 燃料の種類 最大貯存量 貯蔵所の構造
三十 金属鉱山等における坑道の坑口の閉そく施設（特別措置法第二条第四項に規定する坑道の坑口の閉そく事業により設置されるものに限る。）	三十一 最大火薬類存置量が二十五キログラム以上の火薬類取扱所
三十二 最高使用圧力○・四メガパスカル以上のボイラ（最高使用圧力一メガパスカル以下の貫流式のボイラ（管寄せの内径が十五センチメートルを超える多管式のものを除く。）であつて、伝熱面積が十平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が三十三センチメートル以下で、その内容積が○・〇七立方メートル以下の中のものに限る。）を除く。）又は蒸気圧力容器（最高使用圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・〇二以下のものを除く。）	三十三 ガス集合溶接装置
三十四 容量が一、〇〇〇キロリットル以上のガソリン、原油、ナフサその他の温度三十七・八度において蒸気圧が二十キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	三十五 有害物質貯蔵指定施設
有害物質貯蔵指定施設の構造	一 1 給油所の構造 一 2 閉そく施設の構造 一 3 番号の付された事項 一 4 最大火薬類存置量 一 5 設置箇所 一 6 建物又はその周囲の境界物の構造 一 7 盗難防止設備 一 8 坑内火薬類取扱所 一 9 設置箇所 一 10 最大火薬類存置量 一 11 構造 一 12 設置箇所 一 13 最高使用圧力 一 14 構造（安全弁を含む。） 一 15 鉛煙発生施設の構造 一 16 水銀排出施設の構造 二 1 番号の付された事項 二 2 設置箇所 二 3 ガスの種類又は最大貯存量 二 4 ガス装置室の構造 二 5 ガス集合溶接装置の構造 二 6 安全器の種類又は構造 三 1 握発性有機化合物排出施設の構造

様式第一（第31条第4項関係）（令元経産令31・令2経産令92・一部改正）

工事計画届

年月日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

鉱山保安法第13条第1項の規定により、特定施設の工事計画について、次のとおり届け出ます。

1. 鉱山名
2. 特定施設の種類及び設置場所
3. 工事着手予定日
4. 工事完成予定日

備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(2) 工事の計画が鉱山保安法第12条の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを示す図面その他の説明資料を添付すること。

様式第二（第33条関係）（令元経産令31・令2経産令92・一部改正）

特定施設の使用の開始（又は廃止）届

年　月　日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

鉱山保安法第15条の規定により、特定施設の使用について、次のとおり届け出ます。

1. 鉱山名
2. 特定施設の種類及び設置場所
3. 工事計画届出年月日
4. 使用開始（又は廃止）年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三（第41条第2項関係）（令元経産令31・令2 経産令92・一部改正）  
保安統括者（又は保安管理者）の選任（又は解任）届

年　月　日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

鉱山保安法第22条第4項（第23条第3項において準用する同法第22条第4項）の規定により、保安統括者（又は保安管理者）について、次のとおり届け出ます。

1. 鉱山名
2. 選任（又は解任）した者の氏名
3. 選任（又は解任）年月日
4. 選任（又は解任）した者の役職名
5. 前任者がいる場合にはその氏名

備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(2) 保安管理者又は鉱山保安法第22条第3項ただし書の保安統括者を選任する場合には、当該者が鉱山保安法施行規則第41条第1項の要件を満たすことを証する書面を添付すること。

## 様式第四（第42条関係）（令元経産令31・令2 経産令92・一部改正）

保安統括者（又は保安管理者）代理者の選任届

年 月 日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

鉱山保安法第24条第1項の規定により、保安統括者（又は保安管理者）代理者について、次のとおり届け出ます。

1. 鉱山名
2. 選任（又は変更）した者の氏名
3. 選任（又は変更）年月日
4. 選任（又は変更）した者の役職名
5. 前任者がいる場合にはその氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五（第43条第4項関係）（平26経産令32・令元経産令31・令2経産令92・一部改正）

作業監督者の選任（又は解任）届

年　月　日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

鉱山保安法第26条第2項の規定により準用する同法第22条第4項（第26条第2項の規定により準用する同法第23条の規定により準用する同法第22条第4項）の規定により、作業監督者について、次のとおり届け出ます。

1. 鉱山名
2. 選任（又は解任）した者の氏名
3. 選任（又は解任）年月日
4. 選任（又は解任）した作業の区分

備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(2) 選任した者が鉱山保安法施行規則第43条第1項に掲げる作業の区分の当該資格を有することを証する書面を添付すること。

(3) 第43条第2項に規定する作業監督者を選任する場合は、当該者が同項の要件を満たすことを証する書面を添付すること。

様式第六（第44条第2項関係）（令元経産令31・令2 経産令92・一部改正）

鉱山労働者代表の選任（又は変更）届

年　月　日

産業保安監督部長 殿

鉱山労働者名

鉱山保安法第31条第1項の規定により、鉱山労働者代表について、次のとおり届け出ます。

1. 鉱山名
2. 選任（又は変更）した代表者の氏名
3. 選任（又は変更）年月日
4. 選任（又は変更）した代表者の役職名
5. 前任者がいる場合にはその氏名

備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(2) 届出を行う鉱山労働者は任意の者とし、鉱業権者を経由して届け出ること。

## 様式第七（第46条第1項関係）（平17経産令20・令元経産令31・令2経産令92・一部改正）

災害報告					
鉱山名 (鉱種)	( )				
所在地(電話)					
鉱業権者名					
保安統括者氏名					
災害発生年月日時(1)	年 月 日 時 分				
災害の種類					
災害発生箇所(2)					
罹災者	職種名	氏 名	年齢	罹災程度 (休業見込日数)	経験年月
					年 月
災害の概況					
災害の原因					
保安統括者又は保安管理者が本災害発生の前後にとった処置					
鉱業権者が本災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価					
鉱業権者が本災害に対してとった保安上の処置及び今後の対策					

年 月 日  
産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

- 備考(1) 災害発生年月日時は24時間制とすること。  
 (2) 石炭坑に係る報告については災害発生箇所の欄に坑名を記入すること。  
 (3) 説明図を添付すること。  
 (4) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第八 (第46条第2項関係) (令元経産令31・令2 経産令92・一部改正)

災害月報		年月分							
鉱山名(鉱種)		( )							
事由	種別	回数	死亡	負傷		合計	損失日数		
				重傷					
				4週間以上休業のもの	2週間以上4週間未満休業のもの				
落盤又は側壁の崩壊		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
浮石の落下(前項以外)等		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
ガス又は炭じんの爆発		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
ガス中毒又は窒息		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
ガス突出		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
山ね		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
自然発火		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
発破又は火薬類のため		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
坑立坑巻揚装置のため	チエン又はロープの切断	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	その他の	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
前項以外の運搬装置のため	チエン又はロープの切断	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	鉱車の逸走又は脱線	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	鉱車に接触又は挾撃	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	車両系鉱山機械又は自動車のため	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	コンベアのため	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	その他の	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
出水		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
火災		( )	( )	( )	( )	( )	( )		

	機 械 の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	電 気 の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	飛 石 又 は 転 石	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	工 具 の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
内	粉 じ ん の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	落 下 物 又 は 倒 壊 物 の た め (罹 災 者 の 持 っ て い る 物 以 外)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	取 扱 中 の 器 材 鉱 物 等 の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	墜 落	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	転 倒	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	そ の 他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	岩 盤 の 崩 壊	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	発 破 又 は 火薬 類 の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	火 灾	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	風 水 雪 害	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
坑	鉱 車 の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	架 空 索 道 の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	運 搬 装 置 の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	コン ベ ア の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	そ の 他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	さ く 井 機 械 の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	機 械 の た め (石 油 鉱 山 に つ い て は 前 項 以 外)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	電 气 の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	ボ イ ラ ー の 破 裂	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	しゃく熱 溶 融 物 の た め	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

外	劇物のため	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	飛石又は転石	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	工具のため	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	粉じんのため	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	落下物又は倒壊物のため (罹災者の持っている物 以外)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	取扱中の器材鉱物等のため	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	墜落	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	転倒	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	その他の	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
総計			( )	( )	( )	( )	( )	( )
種別	月末鉱山労働者数			稼働延人員			稼働延時間	
	直轄	請負	合計	直轄	請負	合計	直轄	請負
合計								

年　月　日  
産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

備考

- (1) 請負労働者に係る災害については、内数として( )内に記載すること。
- (2) (注)については、金属鉱山等及び石油鉱山のみ記載すること。
- (3) 本表は毎月20日現在により前月分を記載し、毎月末までに提出すること。
- (4) 本表には災害による業務上の死傷者を記載するものとし、軽傷は3日以上休業の者をいう。
- (5) 前号の休業日数は実際の休業日数によるものとし、毎月21日以後については20日現在における医師の診断による。
- (6) 本表は該当する死傷者及び災害がないときも提出すること。
- (7) 稼働延時間は各鉱山労働者の1箇月の延稼働時間の総和とすること。
- (8) 損失日数は死亡者及び3日以上休業の者について記載し、一時労働不能者に

については休業日数をその損失日数とする。

(9) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九(甲)(第46条第2項関係) (令元経産令31・令2経産令92・一部改正)

粉じん濃度の測定結果に基づく 作業環境評価結果報告書	
鉱山名 (鉱種)	( )
所在地(電話)	
鉱業権者名	
作業場名	
測定年月日	年月日
測定方法	
測定者(職名)	( )
幾何平均値(mg/m <sup>3</sup> )	
幾何標準偏差	
質量濃度変換係数	
遊離けい酸	含有率(%) 分析方法
管理濃度(mg/m <sup>3</sup> )	
管理区分	
管理区分が2又は3の場合の改善措置	
備考	

年月日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 作業場の図面を添付すること。

## 様式第九(乙) (第46条第2項関係) (令元経産令31・令2経産令92・一部改正)

石綿粉じん濃度の測定結果に基づく 作業環境評価結果報告書	
鉱山名 (鉱種)	( )
所在地(電話)	
鉱業権者名	
作業場名	
測定年月日	年 月 日
測定方法	
測定者(職名)	( )
幾何平均値(本/m <sup>3</sup> )	
幾何標準偏差	
管理区分	
管理区分が2又は3の場合の改善措置	
備考	

年 月 日  
産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

- 備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
(2) 作業場の図面を添付すること。

## 様式第十 (第46条第2項関係) (令元経産令31・令2 経産令92・一部改正)

有害鉱業廃棄物の処理結果報告書									
鉱山名又は附属施設名 (鉱種)									
所在地(電話)									
鉱業権者名									
発生量に関する事項 (m <sup>3</sup> )	発生施設名								備考
	有害鉱業廃棄物の種類								
	発生量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
自己する処理事項に 関する事項	運搬先								
	運搬量	m <sup>3</sup>							
	処分方法								
	処分量	m <sup>3</sup>							
運搬に関する事項の委託	受託者の氏名又は名称								
	受託者の住所								
	受託者の許可番号								
	委託の内容								
	委託量	m <sup>3</sup>							

年　月　日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

- 備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- (2) この報告書は、4月1日から翌年3月31日までの期間について記載し、遅滞なく提出すること。

## 様式第十一（第46条第2項関係）（令元経産令31・令2経産令92・一部改正）

## 汚濁負荷量測定方法届出書

年　月　日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

鉱山保安法第41条第2項の規定により、汚濁負荷量の測定方法について、次のとおり届け出ます。

## 1 事業場概要

鉱山等の名称			
鉱山等の所在地			
鉱山等全体の排出水の量	通常	m³/日	最大
特定排出水	通常	m³/日	最大
非特定排出水	通常	m³/日	最大
排水系統及び測定場所に関する概要図	別図1		
鉱山等平面図	別図2	(用水、排水系統、特定排出水の採取場所、計測器設置場所、水量計測場所等を書き込むこと。)	

## 2 汚濁負荷量測定方法

化学的酸素要求量

排出量

方 法

方 法

窒素含有量

りん含有量

方 法

方 法

## 3 特定排出水等の水質計測方法

計測場所番号	計測方法 (計測器型式等)	計測頻度 (採水時刻)	計測開始日	備考 (換算式、分析機関等)

## 4 特定排出水等の量の計測方法

計測場所番号	計測方法 (計測器型式等)	計測頻度 (計測時刻)	計測開始日	備考 (換算式、分析機関等)

### 5 汚濁負荷量の算定方法

項目	汚濁負荷量の算定式	汚濁負荷量の算定方法
化素 学要 的求 酸量		
窒 素含 有量		
りん 含有 量		

### 6 その他参考となるべき事項

備考 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

### 様式第十二(第46条第2項関係)

年度 期 放射性物質濃度等報告書		
鉱 山 名 (鉱 種)	( )	
所在地 (電話)		
鉱 業 権 者 名		

## 1 線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度

測定箇所			管理区域		管理区域外	
線量当量率	前半の3月間 ヶ月	平均値				
		最高値				
	後半の3月間 ヶ月	平均値				
		最高値				
	放射性物質の種類					
	前半の3月間 ヶ月	平均値				
		最高値				
空気中の放射性物質の濃度	後半の3月間 ヶ月	平均値				
		最高値				

## 2 水の中の放射性物質の濃度

測定箇所		放流前の坑廃水	坑廃水と合流する前の河川	坑廃水と合流した後の河川	削岩用水
放射性物質の種類					
前半の3月間 ヶ月		平均値			
		最高値			
後半の3月間 ヶ月		平均値			
		最高値			

3 放射線業務従事者の1年間の線量分布(4月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。)

1年間の線量当量(mSv)	5以下	5を超えて15以下	15を超えて20以下	20を超えて25以下	25を超えて50以下	50を超えるもの	計
放射線業務従事者数(人)							

4 女性(妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠の意志のない旨を鉱業権者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の3月間の線量分布

3月間の線量当量(mSv)	1以下	1を超えて2以下	2を超えて5以下	5を超えるもの	計
放射線業務従事者数(人)	前半の3月間 ヶ月				
	後半の3月間 ヶ月				

年　月　日  
産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

- 備考(1) 3については、4月1日から翌年の3月31日までの期間について記載し、その他については、4月1日から9月30日までの期間又は10月1日から翌年の3月31日までの期間について記載すること。
- (2) 報告は当該期間経過後の1月以内に行うこと。
- (3) 3については、4月30日までに報告すべき報告書に限り提出すること。
- (4) 「測定箇所」については保安規程に定められた箇所別に記載すること。
- (5) 「最高値」については3月以内において、保安規程に定められた期間についての平均濃度の各3月間における最高値を記載すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十三 (第49条関係) (令元経産令31・一部改正)  
(表 面)

鉱山保安法第47条の規定による立入検査証

← 3センチメートル → 	契  年 月 日生 年 月 日発行 発行者 <span style="float: right;">印</span>
------------------	------------------------------------------------------------------------

(裏 面)

鉱山保安法抜粋

(報告徴収等)

第47条 経済産業大臣又は産業保安監督部長は、保安の監督上必要があると認めるときは、鉱業権者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は鉱務監督官その他の職員に、鉱山及び鉱業の附属施設に立ち入り、保安に関する業務若しくは施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 鉱務監督官その他の職員が前項の規定により立入検査をし、又は質問する場合において保安の監督上必要があると認めるときは、保安委員会の委員を立ち会わせることができる。

3 鉱務監督官その他の職員が第一項の規定により立入検査をし、又は質問する場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

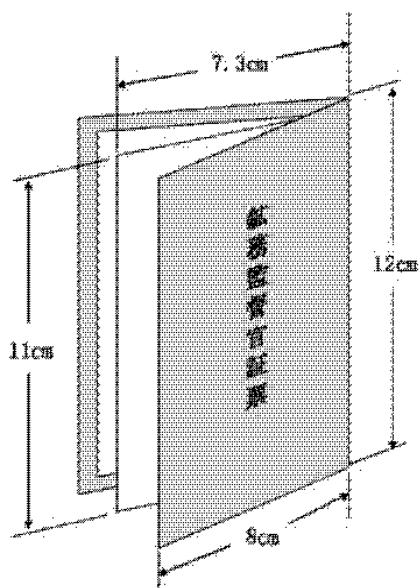
備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

様式第十四（第50条関係）（平二四經產令六八・平二九經產令五〇・一郵政  
正）

一 用紙  
(イ) 外装

（革ケース入）  
(横八センチメートル縦一二センチメートル)

（ロ） 大きさ  
(横七・三センチメートル縦一一センチメートル)



二 記載事項  
一面

第一号

鉱務監督官 氏名

鉱務監督官の証

年 月 日交付

経済産業省  
経済産業省印

←4センチメートル→ 写 真 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">経済産業省印</div>	5センチメートル 二面
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------